

平成25年白老町議会白老町財政健全化に関する調査特別委員会会議録

平成25年11月 7日（木曜日）

開 会 午後 1時30分

閉 会 午後 5時04分

---

○会議に付した事件

○白老町財政健全化に関する調査

1. 小委員会報告

2. 白老町財政健全化プラン（案）に対する質疑（11月1日に引き続き）

（1）第3章 財政健全化に向けての重点事項

（2）第4章 具体的な健全化対策

（3）第5章 財政健全化プランの実施後の財政見通し

（4）第6章 今後の課題

---

○出席委員（13名）

|     |       |      |       |
|-----|-------|------|-------|
| 委員長 | 小西秀延君 | 副委員長 | 山田和子君 |
| 委員  | 氏家裕治君 | 委員   | 吉田和子君 |
| 委員  | 斎藤征信君 | 委員   | 大淵紀夫君 |
| 委員  | 松田謙吾君 | 委員   | 西田・子君 |
| 委員  | 広地紀彰君 | 委員   | 吉谷一孝君 |
| 委員  | 本間広朗君 | 委員   | 前田博之君 |
| 委員  | 及川保君  | 議長   | 山本浩平君 |

○欠席委員（なし）

---

○説明のため出席した者の職氏名

|               |       |
|---------------|-------|
| 町 長           | 戸田安彦君 |
| 副 町 長         | 白崎浩司君 |
| 教 育 長         | 古俣博之君 |
| 理 事           | 山本誠君  |
| 総合行政局長        | 岩城達己君 |
| 総合行政局行政改革担当課長 | 須田健一君 |
| 総合行政局財政担当課長   | 安達義孝君 |
| 総合行政局企画担当課長   | 高橋裕明君 |
| 総合行政局行政改革担当主査 | 大塩英男君 |
| 総合行政局行政改革担当主査 | 村上弘光君 |
| 総合行政局財政担当主査   | 富川英孝君 |

|             |       |
|-------------|-------|
| 総務課長        | 本間勝治君 |
| 生活環境課長      | 竹田敏雄君 |
| 生活環境課主査     | 湯浅昌晃君 |
| 産業経済課港湾担当課長 | 赤城雅也君 |
| 病院事務長       | 野宮淳史君 |
| 病院事務次長      | 佐藤聰君  |

---

**○職務のため出席した事務局職員**

|      |       |
|------|-------|
| 事務局長 | 岡村幸男君 |
| 主査   | 本間弘樹君 |

---

## ◎開会の宣告

○委員長（小西秀延君） これより白老町財政健全化に関する調査特別委員会を開会いたします。  
(午後 1時30分)

---

○委員長（小西秀延君） 白老町の財政健全化に関する調査を行います。

最初に小委員会の報告をいたします。白老町財政健全化に関する調査特別委員会小委員会小委員長から11月1日に開催した特別委員会の運営に関する協議の結果について報告をしていただきます。

小委員長大淵紀夫小委員長。

[小委員会委員長 大淵紀夫君登壇]

○小委員長（大淵紀夫君） 特別委員会委員長の許可をいただきましたので、11月1日に行った小委員会の経過と結果についてご報告いたします。小委員会での協議事項は特別委員会の調査の進め方についてであります。まず、特別委員会の日程についてであります。次のとおり決定いたしました。下記のとおりでございます。重点事項9項目については1項目ごとに重点的に質疑を行うよう会派で徹底することを確認したところであります。なお、日程に沿って調査を行うこととしておりますが、終了時間については審議の状況に応じて延長されることもありますのでご協力をお願いいたします。また、質疑・討論の状況により、論点を整理するため小委員会を適宜開催することといたしました。

以上、特別委員会の進め方について小委員会の報告といたします。

○委員長（小西秀延君） 小委員会の報告がありました。

報告に対し質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

次に、本日の特別委員会の進め方についてであります。本日は第3章から第6章までの質疑を終了する予定であります。お手元に配付しましたレジメのとおり、引き続き第3章から順次質疑を行います。それでは、第3章財政健全化に向けた重点項目について、重点項目9項目どの項目でも構いません。質疑があります方はどうぞ。

11番、山田和子副委員長。

○副委員長（山田和子君） 11番、山田です。7番の補助金の補助金等の見直しに関する基本方針についてですが、基本方針の資料のほうの6ページぐらいになると思うのですけれども、フロー図など白老町に見合ったフロー図で判定フロー図ができておりますが、これはとても白老町の現状に見合ったフロー図でとてもいいと思うのですけれども、この見直しの事務手順について担当課においてということになっております。担当課の担当職員がこの判定の決定を下すのか、また別なチームでそれを検討するのか、その辺についてお伺いします。

○委員長（小西秀延君） 大塩総合行政局行政改革担当主査。

○総合行政局行政改革担当主査（大塩英男君） 判定フローのご質問でございます。こちらにつきましては第1段的には担当のほうで判断をしていただいて、それで最終的に予算の関係も出てきますので総合行政局財政グループなり、行政改革グループのほうで最終的にチェックを行うというような2段階での想定を考えてございます。

○委員長（小西秀延君） ほか質疑をお持ちの方。2番、吉田和子委員。

○委員（吉田和子君） 2番、吉田です。病院の救急医療に係る収支状況の資料をいただいておりますので確認を含めてちょっと何点かお伺いしたいと思います。まず第1点目は、普通交付税についてです。病院の普通交付税、ベッドに対する病床に対する交付税措置が今のところ98床分の措置がされておりますが、これは40床多いというふうに計算になると思いますけれども、この物の金額が6,925万9,000円あるのですが、これが何年まで継続されるのか、その点伺いたいと思います。それともう1点、特別交付税ありますね。病床についてのやはり、この病床、特別交付税による病床58床に対しては7,325万4000円支給をされているのですが、診療所になった場合には有床であってもこの特別交付税はないのか、それと普通交付税はどうなるのか、その点確認をしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 病院事業に対する地方交付税の考え方です。それで24年までが98床で見られます。25年から27年までが92床分の病院規模に対するということで措置されると伺っております。それと有床診療所の交付税のそっちの資料は持って来ていないのですけれども、有床診療所についてはすみません、資料を持ってきていないものですからきょうはお答えできません。申しわけないです。

○委員長（小西秀延君） それでは、後ほどお答えをお願いします。

安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 有床診療所の交付税措置でございますけれども、19床にした場合も交付税の特別交付税の措置はベッド数に見合った分は措置されます。

○委員長（小西秀延君） 2番、吉田和子委員。

○委員（吉田和子君） これは2つあるのですけれども、両方とも措置されるというふうに捉えていいのですか。私は不採算性地区の病床数に関しては有床診療所になったら出ないというふうに捉えていたのですけれども、それはこちらの間違いなのでしょうか。それと、普通交付税の25年から27年までは92床ということなのですが、その以後はどうなるのか。かなりの金額が減るはずなのです。もし40床に減らされると、2,800万近くなるのです。ですから、この普通交付税27年以降はどうなるのか、その点を確認したいと思います。

○委員長（小西秀延君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 病床数は先ほど答弁しましたけれども、これは特別交付税の中でベッド数に応じて算出されますので、特別交付税の部分はこれは不採算の地区病院という地区指定がもうそうなっていますので、これはもらえる状況になります。それと先ほど事務長のほうから説明ございましたけれども、ベッド数98床から段階的に5年間措置を経過して、これは今後落ちていきます。プランの中ではその落ちる部分も見込んだ中で計算はしております。

○委員長（小西秀延君） 2番、吉田和子委員。

○委員（吉田和子君） 救急告示病院のことでお伺いしたいと思います。救急に関しては町民の皆さんから懇談をすると、やはり小児科と救急医療の体制を1番心配されているわけですので、ちょっとこれもいただいた資料でちょっとお伺いしたいと思います。救急医療の告示病院として受け入れ患者数が786人で単価2,886円なのです。226万8,000円の収入となっています。ところが当直医の分とか、入れるそれらの経費として8,357万5,000円になるのです。この中で、救急用の病床確保経費と

して7床分おかなければならないということはわかっています。この経費として7床に2万3,700円を掛けて、365日で6,000万の経費として計上されているのですね。これはちょっと不思議なのですが、普通交付税ではこの病床7床に対して1,187万9,000円交付税措置されているのですけれども、私、考えるに58床のベッドがあって満床にはなっていないはずなのに、でもこの7床というのは確保しなければならないわけですね。確保するのに経費がかかるというのは不思議でしょうがないのです。使ったら収益になるけれども、空いているのにその6,000万も経費として載せておかなければならない、これはどこの病院もそうなのですか。大きい病院になるともっと大きい数になると思うのですけれども、この辺その告知病院をするということに必ずついて回るのかなかというふうにちょっと確認をしたいのです。それともう一つ、診療所にした場合にこの救急用の病床の確保、この次お医者さんが来て懇談するのでこんなことちょっと細かいことなので聞けませんので確認をしておきたいと思うのですが、診療所として有床の診療とした場合の19床ですね。そういった場合にもこのもし救急医療をやるとしたらこの7床は確保しなければならないのか。それでその確保することでやはり6,000万という、差し引いた4,400万ぐらいこちらの持ち出し分が。使った分から見ると。普通交付税から見ると。だからそれは有床診療化にしても、この救急告知をすることで、告示をすることで、この経費というのはかかるのか、その点を伺いたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 繰出金の関係で救急医療確保経費のうちの空き室、いわゆる空室ベッドですね。ベッド分の経費をこの繰出金に入れているのはどうかという質問だと思います。現在、町立病院につきましては58床の許可病床のうち50床を稼働しております。そのうち2階の一般病室の中に7床救急用のベッドということで届けております。それで、この7床のベッドについてはあくまでも救急用の専門病床ということで抑えていまして、ですからそのうちのこの空きベッド分のいわゆる、ものについては繰出金として繰出金の総務省の救急医療確保経費の繰出金を算定する場合に救急ベッドのこの空きベッドも加算していいですという形でなっているわけです。その形で7床分については1ベッド2万7,300円という単価で掛ける365日ということで約6,000万円、それを救急空き室ベッドということ形で一応繰り出し基準の中には載せております。それと有床診療所化にした場合考えられるのは一応19床ですけれども、救急の告示病院として残す場合は、今考えられるとしたら2ベッドぐらいのやはり救急確保というのは必要かと考えております。

○委員長（小西秀延君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 事務長お答えしたところにちょっと補足したいと思えますけれども、救急医療のベッド数7床、これは決められたベッド数を確保しなければいけないというベッド数でございまして、吉田委員言うとおりのベッド数を何でこういう計算をしているかといいますと、これは一般会計から病院に繰り出すために、入ったらもしかそのベッドが満床になって収益を得られる金額になった場合ということで計算して、あえて一般会計から町立病院に出すための手法として計算していることの基準としてつくっている金額でございまして。

○委員長（小西秀延君） 2番、吉田和子委員。

○委員（吉田和子君） 使ったときの収入を見込むから一般会計から赤字でも出しているということですか。そういうふうにしなないと普通交付税とかからこないというふうを考えていいのですか。普通交付税のほうはずっと金額少ないですね。普通だったらくる分だけ一般会計から出しておいて、それ

でもらうというのならわかるのですけれども、満床使わないほうが悪いということですか。そうしたら満床使えないでいる病院側に責任があるということなのですか。そういうふうに捉えていいのですか。

○委員長（小西秀延君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） あくまで交付税でくるのは、この基準の金額で満額きません。うちで繰り出し基準どおりの金額はこないのです。病院と一般会計で決めたこの繰り出し基準の計算は7床満度に病院は使いますという仮定のもとに私どもそれを計算して出しているわけです。ですから、吉田委員が言うとおりの分が空けば一般会計が出している分が多くいつているという捉え方で構わないと思います。

○委員長（小西秀延君） 2番、吉田和子委員。

○委員（吉田和子君） これを余り深くやってしまったら、でもこれをやっておかないと先生に聞くわけにはいかないのです。もしそうしたらこの7床を告示したということは、4床にしたら普通交付税ももちろん減ってくるから同じ計算になるということなのですか。だって7床使っていないですね。1年間で786人受け入れた分で115人が消防扱いなのですから、2,886円ということは一旦入ったときの値段だと思うのですけれども、7床使うという必要性があるのかどうか、その辺をどういうふうに考えて、それとも58床あったら何割とかと決められているのか、その点伺っておきます。

○委員長（小西秀延君） 安達財政担当課長。

○財政担当課長（安達義孝君） 救急告示する場合は7床がこれが最低限の基準なのです。ですから7床設けないといけないという基準ございまして、ですからもう病院側としては7床部分をやはり常に満床にして救急体制で受け入れた患者さんを体制的に本来受け入れないと、その分を空けてしまうと繰り出す部分、その部分です。満床になるという仮定のもとで繰り出していますから、結局その分がうまらないと一般会計からいく持ち出しが多くなると。それと特別交付税は交付税で、それは7床に決まった単価があってそれだけはもらえますから、それとイコールにはならないということをご理解いただきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 2番、吉田和子委員。

○委員（吉田和子君） ここまで深くやるつもりはなかったのですけれども、ちょっと納得できないものですから、わからないものですから。病院の普通の病床ベッドありますね、58床。これは、入院して稼動した分に対して空いているものももちろんありますけれども、58床用意してあるからといって、その分の経費としては載せないですね。その分は病院で、そこでは別に一般会計から空いている分とは払っていませんね。58床に対しては払っていませんね。でも普通交付税から特別交付税の採算性だとか、そういった形でできますね。随分救急というのは合わない仕事なのかというふうにちょっと捉えたのですけれども、そういうふうに考えていいのですか。

○委員長（小西秀延君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 本来、救急で毎日7床うまるかといったら、現実考えてもらえたらわかると思いますけれども、7床びっしりうまるというのは本来あり得ない数字でして、そのうち毎日毎日救急を受け入れても1人、2人、その人たちがある程度病状がこれは重体だと思ったら一般病棟に移りますから、当然入った日だけは救急病棟ですけれども、それがずっと30日うまるというのは余りないのではないのかと思われまますので、あくまで町側はこれは繰り出し基準の中身

は各市町村によって全然基準が違うのです。出してもいいという繰り出し基準はあるのですけれども、中身の計算については病院と一般会計の申し合わせといたしましうか、基準を決めて行っていますので、そこら辺の考え方はうちの場合は7床全部入ったらという仮定のもとで繰り出しているというのが、この基準になっております。

○委員長（小西秀延君） 2番、吉田和子委員。

○委員（吉田和子君） わかりました。では7床の2万3,700円掛ける365円というこの単価的なものは市町村の自治体、その病院を持っている病院、白老町で考えた金額というふうに捉えていいのですね。7床は最低限だから、これは持たなければならない。でも単価と日付も、日付は1年間365日持ちなさいということなのですから、この単価に関してもこの金額というのはこれは国で決められた金額なのかそれとも、どうしても何か不思議なのです。この経費が6,000万円赤字で載っていて、そしてそれに対して交付税も十分にこないのに持っていなければならないというのがちょっと不思議ではないのですけれども。

○委員長（小西秀延君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 1日当たりのこの入院の単価は、これは交付税上の単価と多分合わせていると思うのです。あくまで交付税からいただく単価とかです。わずかながらずれているのかもしれませんが、多分合わせているという解釈で私どもはやっています。

○委員長（小西秀延君） 2番、吉田和子委員。

○委員（吉田和子君） 普通交付税の措置は7床でこれは日にちとか入っていません。169万7,000円で7床で1,187万円しか入ってきていないです。でも町の負担分というのは7床で2万3,700円の365日で6,000万ですから、3倍近いものが町で出しているということなのです。だから不思議だとちょっと思ったのです。赤字病院なのにこの負担、7床何でこういうふうになるのかとちょっと思ったのが最初の、ちょっとあれ何でこうなのだろうと思ったのですけれども。これは普通交付税分ではないと思います。全然金額が違いますので。

○委員長（小西秀延君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 大変申し訳ございません。単価については、交付税上の単価は169万7,000円ですから、ちょっとこれには合わせていません。多分、うちの50床部分の平均的な満床になった場合の平均的な単価で計算されていると思います。一般病床ですね。

○委員長（小西秀延君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） こちらの単価なのですから、24年度の実績の入院単価です。1人当たりの単価ということで2万3,700円ということをごちらのほうに私どもは載せております。

○委員長（小西秀延君） 2番、吉田和子委員。

○委員（吉田和子君） わかりました。では、病院の告示の病床の単価は町の決めた単価ということですね。わかりました。それともう1点確かめたいことがあるのです。小児科医療の関係です。小児科医療に対して、改善計画で小児科出張医師を週5日から3日間にする体制の縮小でマイナス850万円削減するというふうになっていきますね。これは5日から3日になることでの削減だというふうに私は単純に捉えていいのかというふうにちょっと思っていたのです。というのは、小児科医療の収益というのは770万で、それに対して経費というのが3,581万3,000円ですね。差額が2,633万あるのです。この収益で770万のほかに予防接種と健診収益というのが178万3,000円という、資料い

ただいた中にあるのですが、この小児科の健診ありますね。乳幼児健診とその健診と。その分の178万3,000円というのは、この5日から3日にした分の縮小の中に含まれているのかいないのか。3日間になってもこの健診事業はされる予定なのかどうなのか、その点ちょっと確認しておきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 小児科医療の、小児科医療に係る北海道大学の小児科の出張医師の報償費及び費用弁償ということで、私どもは段階的に週5日体制を週3日体制に持っていくという考え方で、現状で今4月1日からは週4日体制ということで考えております。ちょっと段階的というイメージの中で削減されるのは北大からの出張医の週3日体制までは予算は一応考えて、そういう改善項目で考えております。それとあと、予防接種につきましては現状どおり行います。それとあと、乳幼児健診につきましても、現状どおり北大の出張医の先生にいきいき4・6のほうに行ってやっていただくことで考えております。それが現状どおり行いたいと考えております。

○委員長（小西秀延君） ほか、質疑お持ちの方。5番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） 5番、松田です。簡単にお聞きしておきたいと思います。今財政事情が大変厳しい、親会計が大変厳しいのですが、その親会計厳しくしている3兄弟は病院とバイオマスと私は港湾だと、こう思っているのです。簡単にお聞きしたいのですが、病院からお尋ねしますが、町長はこの病院を原則廃止にし1年間の猶予を見て病院院長に改善計画を私は丸投げして繰出金が縮減しなければ廃止する、このように言って述べております。そこで、この繰出金の縮減という金額、この条件、これは赤字減額を改めて伺っておきたいのですが、猪原院長がどのぐらいこの赤字を縮減すればこの原則廃止をやめて継続できるのか。この縮減金額をどのように考えているのか、まずこここのところをお聞きしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 縮減金額というご質問でございます。金額は、まず大きい目安は今病院の改善計画が出ましたので、その数字です。その数字と、また大切なのは町民がいかに町立病院を利用するかというところも判断基準になると考えています。

○委員長（小西秀延君） 5番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） 私は、院長に縮減額を宿題出しましたね。削減額の宿題を出した、赤字削減の。では行政側。行政側は、私は病院の院長に宿題を出したのだけれども、私はまちとしてこの病院を継続していくにはどのぐらいまでこの赤字額を減額したいと思っているのか。このことをまずお聞きしたいと思います。病院のはわかりました。行政側がどう思っているのか。

○委員長（小西秀延君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） ただいまのご質問ですけれども、区分けとしてご質問にあった病院側は、あるいは行政側ということではなくて、この計画自体が病院長の指導のもとに計画書が出てきている。これについては前回もお話しましたが、私どももこの計画書の中を院長とのお話の中で確認させていただいて、こういう計画でもっていきましょうというようなことですから、今のご質問にある病院側が、あるいは役場側がという認識はありません。

○委員長（小西秀延君） 5番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） 私はなぜこういうことを聞くかということ、きのうの新聞も松前病院のお話が



ありました。この松前病院の院長のことが新聞に書いているのですが、私は町長と議長に不満だから病院がやめるのだと、こう書いています。きのうの新聞に。私は白老の、この新聞を見て随分松前の院長さんは経営権を握っているのだと。このことが不思議だったのです。それで、よく調べてみたら、松前町は病院形態の制度、これは全部適用ということをやっているのです。白老の場合は財務適用なのです。ですから、財務適用というのは言うならば院長にいくら改善計画を出させても何も責任がないのです。これは全て町長の設置責任者の責任なのです。ですから私は、院長にどんなきつい、それから存続のために、それから院長が、私が前にも言ったとおり病院を守りたいと言っても一つも責任がないのです。責任は全て設置責任者の戸田町長なのです。ですから私は聞いているのです。ですから私はこの院長の改善計画、これはどんな計画か大体聞いたのですが、これを上回るまちの町長が町民の命と安全を守る、そしてできれば私は継続をしていただきたいとずっと望んでいるのですが、この1年間を見て町長は1年間見てだめなら原則廃止にすると。ですから原則廃止にするには、この病院運営の縮減額がどのぐらいですかと、このことを聞いているのです。ですから一緒ではないのです。別なのです。考え方だから考え方なくて病院にだけ丸投げしたというのはおかしいでしょうということです。まちのこれだけ病院がこれだけやるのだったら、それを上回る町民の健康と安全を守るために、まちはもっとやはりもう一段厳しい改善計画があるべきではないのと、その金額がいくらですかと、私はこういう質問をしているのです。なければならないでいいですけども、それがなかったらおかしいと私は思うから質問しているのです。

○委員長（小西秀延君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 基本的に考えとして今のご質問にありましたけれども、町側といいますか、町長部局のほうで改善計画、それがなければというようなご質問ですけれども、先ほど答えたとおり、病院の今後の経営をどうしましょうかと。今、多額のと申しますか、繰り出しをしていると。これを圧縮ができないのかというようなことで病院の運営自体を病院のトップである、施設のトップである院長のもとに改善計画がしました。先ほどいいましたとおり、その計画を私どもも確認させていただいて、こういう形でいきましょうと。いわゆる先ほど厳しい数字と、それを上回る厳しい数字と言いましたけれども、やはり経営のトップが考える計画にただ単に私どもが数字だけで上乗せするということになりませんので、やはりそれは経営しているところが計画を考えることをこちらのほうも確認させていただいて、こういう推移の中で改善していきましょうと、それは1年、2年、その1年ですぐ数字が逆転するということはないですけども、こういうことの中で病院の経営を改善していきましょうというようなことですから、私どもがそれにあえてそれに上回るだとか何とかということの考え方はありませんということ、先ほどの答弁と同じでございます。

○委員長（小西秀延君） 5番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） わかりました。今言っていることはわかりました。私は経営改善だけでは病院の存続はあり得ないのです。私はなぜかという、その上に病院改築があるのです。猪原院長の改善計画は病院の改築は入っていないのです。要は、病院に行った方の健康と命を守る、それに生命をかけているのです。まちは、その上に病院の改築があるのです。ですから、猪原院長の改善計画と一緒に病院はたてられないでしょうと。もっと厳しくしなかつたら病院までいかないでしょうと。ですからその考え方をと、こう聞いているのです。

○委員長（小西秀延君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） このことについては前にも若干説明したかもしれませんが、こういうことにすることによって今の建物のことは全てクリアするとか、そういうふうな今のご質問のとおりになっていません。ただ、私どももスタートの根幹がやはり老朽化している病院をどうしましょうかというところからスタートしてきています。当然その中で病院の経営がどうなっているのということも当然並行しながら押さえています。今回、町民が行っていただける病院にするにはどうしたらいいかと、あとここにもかがみにも書いていますけれども、いわゆる一般会計からの繰入額を減額すべく方法として、こういう改善計画でいきますということを出しました。今のご指摘のとおり改築は入っていません。それでは改築の問題は全然解決策としては特に入っていませんけれども、これを今1年間かけてということは前のご質問にもご答弁いたしましたけれども、こういう中でいわゆる月、月の経緯の中で通院の方、入院の方がどのような患者の推移をいっているのか、この計画に対してどの程度達成しているのか、その改善の方向性を見る、そういう中で合わせてシミュレーションを抑えた中で今、通常現状延長型の病院なのか、有償無償の診療所なのか、本当の廃止なのか、あるいは民間移譲なのか、これについては当然病院の建物も含めて判断いたしたいというふうに思っています。

○委員長（小西秀延君） 5番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） かみ合わないけど、わかりました。あとでまたあるわけですから。この第3章のかがみに戸田町長が先般もお話しているのですが、病院とまちと一丸になると書いてありましたね。私はまちと病院が一丸にならなければだめなのです。ですから私は猪原先生の改善計画は私はそんなに重いものではない。私はまちと病院と一緒にいるのだと、こういう言葉を使って初めて戸田町長の病院に対する決意の重さがここにあるのではないかと、こう思っ私はこの病院とまちとはなく、まちと病院と一丸になると、こういう決意のもとで病院運営をしていただきたいと思っているのですが、私の考えは間違っているだろうか。

○委員長（小西秀延君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） ちょっと今手元の資料で調べられないのですが、松田委員おっしゃるとおりで、まちと病院と一緒にいっていきという考えは同じでございます。

○委員長（小西秀延君） 5番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） それでは2点目に3兄弟の2人目にいきます。今回バイオマス事業で町民負担が1番少ない方法を今後取るのだと。少なくとも来年から。この町民負担の1番少ない方法というのはどのようなことを言っているのか。ただ、1番少ない方法といっても私は理解できないものですから、少ない方法とは何をどのようなことを指しているのかということをお聞きしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） 町民負担が1番少ない方法についてであります。まず施設につきましては、26年度から規模を小さくして、できる限り小さくした中で整備費をなるべくかけないような形の中で運転をしていきますということが一つあります。それからごみにつきましては施設の稼働を落としますのでどうしても処理できない部分ができます。それを登別に持って行って処理をお願いするといったような形の中で、今できる範囲内の中で最も少ない形の中で、金額的に少ない中で施設を運転して規模を縮小して行って登別にゴミをお願いして、そういった中で町民負担が1番少ない方法ということで今回案を出させてもらっています。

○委員長（小西秀延君） 5番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） 私は町民が1番少ない方法で納得するのは、私はこのバイオマス事業やる以前のこの予算に見合うのが1番少ない方法だと思っております。1番少ない方法は、この5年間で人口が1万1,400、500人ぐらい減っている。ごみが1,000トン余り減っている。そして、その上で1番少ない方法なら私は理解するのだが、ただ漠然と1番少ない方法では私は何に比べているのか。何に比較して1番少ない方法なのか。ここを聞きたかったのです。ここがどうも私は疑問に思っているというか、理解できないのです。

○委員長（小西秀延君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） まず、燃料化施設が稼動する前の20年度のごみ処理の部分についてなのですが、そこにかかっていた費用、負担金に現在の段階でその範囲内に戻せるかというところ、今の段階では戻せない状況です。では何を基準にして1番安くしているのかという部分なのですが、今松田委員の言われた20年度当時と対比した中で1番安いということですではございません。今は対比するものは安くなっているという意味ではないのですが、平成25年また24年の予算の範囲内で稼動になるのは担当としてはもっともいいのかと思っております。現実とはそこにはなっていないような状況です。そこまで圧縮できるかということもあるのですが、できる限りそこに近づけるような形で補てんをもう少し考えた中でまた組み直していきたいというふうに現在かかっています。

○委員長（小西秀延君） 5番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） では、この広域処理に戻ったときに登別市は歓迎をしていたようですね。使用負担が少なくとも3分の1、登別市は元々広域でやったわけですから元に戻るわけですね。ですから私は歓迎していると思います。このバイオマスをやる時盛んに言われたことは、やめることは大きな効果があるのだ、その1番の効果は炉の改修、登別市のクリンクルセンター炉の改修、これが大体15年ごとに炉の改修をしなければならない。これには私の記憶が違いかもかもしれませんが40億円ぐらいかかるだろうと。こんなような記憶です。そうすると40億円かかると、10何億ですね。これが15年ごとだと、こういう記憶にあるのです。そうすれば12年から広域をやると、もう間もなく15年がくるのです。そうすればこの費用が、この炉の改修をみているのか。それからもう1つは、まちの最終処分場、これはこれをやることにおいて寿命が延びて延命化して、そして8,000万のやつ、11億がかかるのが6,000万で終わるのだと、こういう効果を説明されました。このことはどうなるのですか。このことも、これからの新たな広域処理になるこの費用に含まれているのか、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） まず1点目の炉の改修です。炉の改修というか、施設の更新になると思うのですが、登別で言っている更新というのは建てかえ的なものになっています。それは平成32年ですね。約15年後ですから、約70億ぐらいかかるというふうに聞いています。そういう形になりますということだったのでしたのですが、さらにそういう建てかえではなくて延命化をかけています。それをプラス10年ということなので42年までの期間で今の状況の中で施設を使っていきたいと思いますという計画をしています。当然そこにはお金がかかるのですが、これから白老町入る、今燃えないごみとかは既にお願ひしていますので、ごく一部は負担しています。ただ、可燃ごみが行

く分について今の計画に入っているかという、そこの部分は今の段階では入っていない部分があります。それがこれから登別のほうからいくらかかりますという、最終的な提示があるという状況でございます。それから処分場の関係です。26年からごみをお願いしていくような形になります。当然、焼却灰が出てきますので、それについては今既にお願ひしていますので、それにプラスした中でお願ひしていきたいというふうに考えております。ですから従来は、20年は1回焼却したやつを持ってきてうちの埋立地に入れていましたけれども、今回は入れないで登別側さんのほうにお願ひしたいという形で協議を進めているという状況であります。

以上です。

○委員長（小西秀延君） 5番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） そうすると、先般示した広域の登別の処理費は1億8,000万円と出ていたね。それプラスダイオキシンの3年ごとの白老持ちだったのですね。これがどうなのかと、それからもう一つ、今後バイオマス施設の設備の更新は行わない、こういうことも言っていました。ということは今後機器が故障なり、それから改修なりもうしないというのですから、その時点でまちのエコセンターの施設の、この時点で廃止する、こういう考え方なのかどうか。施設の更新をしないのだったら、今後壊れたらその段階でやめるのかと、こういうことです。

○委員長（小西秀延君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） 3点ありました。まず、ダイオキシンの関係です。従来は3年に1回ダイオキシンの改修ということで町のほうに負担がきていました。26年度からは5年に1回になるそうです。それについてはうちだけの白老町だけの負担ではなくて全体の中での負担ということでお願ひしたいということです。それから2つ目の今回案として提示させていただいています広域の1億8,000万の、これよりさらにかかるのかという部分ですけれども、最終的なその金額は出てきていませんけれども、事務方同士の協議の中ではその範囲内で何とかするのはないかという話です。なぜかという、今1億8,000万の金額の中は交付税ではなくて起債の借入れの最高値で見えていますので、そういった形の中で多分その中の範囲で納まるのではないかという登別の言い方です。それから、バイオマスの次期の更新の部分ですけれども、いわゆる致命的な部分というのは高温高压処理機だと思います。仮に3機ありますので、それがもし仮に3機ともだめですということになると、これはもう施設としては続けていくことはできないというふうに判断しています。

○委員長（小西秀延君） 5番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） もう一つだけお聞きしておきます。二酸化炭素の削減、CO<sub>2</sub>の削減、これが1万1,000トンで2万5,000トンだったのですね。今度は2,000トンですから、この削減効果はどうなるのか。それからもう一つは、1万1,000トンつくって固形燃料つくってまちの負担は1億900万だったのですね。今度は2,000トンつくって1億1,000万でしたか。この間のランニングコスト、白老エコセンターの。1億1,000万円だと思いました。1万1,000トンつくってまちの負担が1億900万円なのに、2,000トンつくって1億1,000万というのは、これはどんな計算でこんなことになるのですか。私はどう計算しても5分の1だったら5分の1の金額にはならないまでも、5分の3か、そんなもので終わるのが、これは民間感覚からするとそういう計算になるのです。どうして2,000トンに5分の1にして前の負担よりふえるのか。ここは全く疑問に思うのですが、それはどういう理由ですか。ましてや人も19人のやつが今度は8人です。これも1万1,000トンつくるのに19人でしたか。

本当は当初17人ですね。これが2,000トンつくるのになぜ8人もいるのですか。この辺を私は真剣にやっているのかと、こう言いたいのです。もう少し2,000トンは2,000トンらしく見合うような人件費の見方をしないと私は納得をしないのです。ですから聞いているのですけれども。あとは、後からやりますから、今はその疑問点、私はこれが非常に疑問に思っているのです。

○委員長（小西秀延君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） 最初のCO<sup>2</sup>の削減の部分です。1万1,000トンをつくってCO<sup>2</sup>を削減しますと。生産量、今回26年から2,000円トンになりますので、当然CO<sup>2</sup>の削減量は減ってまいります。ちょっとその2,000トンでどのくらいのCO<sup>2</sup>の削減なのかというのはちょっと今数字押さえていませんので、次回の個別のときに入ったときにお答えしたいと思います。それからごみの処理単価の関係です。生産量1万1,000トンに対しての単価、それから2,000トンに対する単価、これはかなりの本当に開きがあります。現在、2,000トンに見合うというのですか、そういった部分での8人だとか、それから8時間体制だとか、そういった中で積算はしておりますけれども、その中で先ほどもちょっとお話しをさせてもらいましたけれども、何とかさらに削減できるような形で取り組んでいきたいというふうに捉えています。間違いなくその処理単価というのは高いというふうに認識しています。

以上です。

○委員長（小西秀延君） 5番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） 第3商港区なのですが、先般18年の確か6月の着工、以来8年かかって11月2日に完成式をやった。8年前に議事録を見たら、この港は誰のためにつくるのですかという質問があるのです。議事録ちゃんとあります。それを見て今言っています。そのときに企業のために、誰の企業のためにやるのですかと言ったら、今協議中だと言ったのです。今協議中だと。行政側の答弁、今協議中だと。誰のためをやったということは協議中だと、こう言ったのです。それから8年して完成しました。その間センターの完成もしました。しかしながら、完成する1カ月前に木材チップ受け入れるホッパーの凍結ということが町長発表いたしました。私は協議中というのははっきり、私は18年議員やっていませんから、ホッパーの5万4,000トンのチップの受け入れの運送、日本製紙まで運送する、このどうやって受け入れするのか、トラックで運ぶのか、エアで運ぶのか、今のようにチップヤードにするのか。この協議中だとばかり思っていたのです。港をつくった時点で私は企業がチップ、最初はチップ、石炭といっているわけですから、私はこの協議はしているはずはない。するはずはないと思っていました。ですから私は、チップの輸送方法を協議中だと思っておりました。しかしながら1カ月前にこのチップヤードを凍結すると町長が発表いたしました。ということは、この協議中というものは、企業がチップヤードを使わないという協議中だったのか。であれば、この協議を何回して何年して誰として誰がいつやって、そしてやってきたのか。まず、このことをお聞きしたいと思います。8年間に渡って協議してきたわけですから、それを詳しく公開してください。これをやらないと、これに入れられないのです。

○委員長（小西秀延君） 暫時休憩いたします。

休 憩 午 後 14時30分

再 開 午 後 14時41分

○委員長（小西秀延君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

町側の答弁をお願いいたします。

赤城産業経済課港湾担当課長。

○産業経済課港湾担当課長（赤城雅也君） 今、松田委員のご質問ですが、おっしゃったとおり、18年当時から運搬方法についての検討を行ってまいりました。それはベルトコンベヤーで工場まで持っていく方法、あとはトラック輸送でピストン輸送にする方法、あとは今考えているとおりチップヤードをつくってそこからトラック運搬するという方法のどれが最も経済的で環境的にいいかということで検討をしておりました。また、23年に基本設計を行いました。これはチップヤードでいこうということが決まった段階で基本設計を行って、それに基づいてずっと協議を進めてまいりました。現在も継続協議ということですが、去年に1度今の会社の経営状況としては、今現在でやることができない。この改善にあつて次の中期経営計画等に盛り込まれた段階で行いたいということですので、その内容等について今も交渉をしております。あと交渉事項の内容ですが、これはまた相手側もあることですので出すことは適切ではないと思います。

○委員長（小西秀延君） 5番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） 今、交渉を出すことはできないと言ったけれども、もう終わったのですね。港づくりは。終わったのですね、完成しましたから。いうなれば、供用開始が始まった。あとは残っているのは静穏度の島防だけなのだ。私はそういう今の課長の考え方からいうと、私は納得しないのですが、私はこの港、先ほど1番最初に白老のまちの親会計を今困らせている3兄弟だと言った一つは、この港なのです。今、協議中は言えないというけれども、ではこの港をつくる時に何のためにつくったのか。私、議事録を見たときに企業のためにつくるのですかと、こういう質問をしているのです。ある議員が。そうすると、木材チップと石炭とカオリン、それから紙の異質のためにつくるのだと答えているのです。ところが、その間に私も質問しているのですが、19年から港の質問をしているのですが、この港をどう活用法だと、やはり5万4,000トンの船を入れて351万トン、今100万トンあるからチップを140万トンやら70万トンと言ったりいろいろなのですけれども、そして石炭とカオリンや何かを入れるのだと。ずっとこう言ってきた。そのために143億ですか、まちの負担が29億円ですね、完成まで。これだけ大きな投資をして、そして今この役場の前で開港の旗が立っています。お祝いの旗が立っています。のぼりが立っています。その隣のイオルののぼりよりちょっと小さいけれども、私はのぼりの大きさからしても逆だと思うのです。白老のまちがあな港によって大きな財政効果を生んで、そしてまちを活性化させる。このことからいくと、旗の小さい大きさを物言っているのではないです。そういう大きな大きなこの事業が完成したわけなのです。そして、港を使うか使わないかは協議しなくてもつくる段階で、この港をつくるのは国土交通省ですか、その段階でつくるのをはっきりしたから、協議が終わったから、私はゴーサイン出たと思うのです。それが、今できてしまったら、今使わなければならない施設を凍結して、そして協議はいつしたのですかと言ったら、そのことは言えない。いつ言うのですか。この港ができて完成したのに。では、いつ言うのですか。私の言っている質問。協議がいつして、誰がして、誰として、いつ言うのですか。言わないつもりなのですか。なぜ、言わないのですか。そんな何も難しい話ではないでしょう。これはきちんと町民に公開しなければならぬことだし、いつ協議して、いつ誰とやって、誰が行って、どうして

この私は協議の内容を、この内容を聞かなかったら、なぜこの 11 月 2 日から船が入らないのですか。今度入りたくても凍結したらチップヤードつくるのに 2 年かかると言っていましたね。あしたから使ったらまた 2 年後ですか。こんなことにならないでしょう。ですから私はきちんと、この誰と話して、誰が了解して、いつやったか、このことはきちんとこの議会の場でお聞きしておきたいと思います。納得いきません。

○委員長（小西秀延君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 先ほど担当課長のほうからお答えしたとおり、今までの交渉経緯ということで、いわゆる先ほど言ったのは経緯の内容といいますか、主な内容をお話しさせていただきました。個別に記録云々というお話だとは思いますが、先ほど言ったとおり今それに向けて、当然使うというようなことの表現がありましたけれども、ゴーサインはあってという表現がありましたけれども、そういう中でスタートしているのも事実でございますので、それを今の現状の状況の中で今後どう使用していただけるか、港を使用していただけるか、先ほど言いましたとおり、今もって相手方との十分協議している最中でございますので、いつそういうことをというのは今継続中ということなものですから、これについては現時点での判断としては交渉中ということでは差し控えさせてもらいたいというふうに思います。

○委員長（小西秀延君） 5 番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） 私は内容まで公表されなくても、では何十回交渉して、1 番最後にやった交渉はいつですか。中身はいいです。いつ誰と、行政側から誰が行って交渉しましたか。これだけ明らかにしてください。1 番近々の協議です。

○委員長（小西秀延君） 赤城港湾担当課長。

○港湾担当課長（赤城雅也君） 近々の協議は白崎副町長と私が日本製紙の事務部長と会ってお話をしております。

○委員長（小西秀延君） 5 番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） 私は、こんな大事なときに事務部長と話す問題ではないでしょう。これは町長が自ら日本製紙の社長に行ききちんとお話しぐらいでなければだめなのです。なぜ私はこんなことを言うかということ、私は 14 年にこの港をつくるかどうかというときに議長として東京の本社まで行ってきたのです。私 1 人で行くと言って。そうしたら、商工会の会長川田さんも行く、町長は行きません、では 2 人で行こうと思ったら、町長がでは私も行きます。結果的には、その事務に飴谷産業課長 4 人で行ったのです。そのときに私はその本社に行って港はつくれませんと。白老の財政事情からいってつくれませんと。つくるのであれば受益者負担でつくってくださいと。はっきり私は言っているのです。議長の立場でも。それがこの港が完成して町長自ら行って、自ら交渉できないのですか。どうですか。それではっきりしてください。使うか使わないか。それからもう一つは、今の施設の凍結、これは使わないとして判断して凍結したのかどうか、この 2 点をお聞きしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 1 点目の交渉の話です。当然、交渉事項ですから、その段階を踏んでということはあると思います。今相手方も交渉窓口というようなことで部長が来ていますので、それについては私がということで、しかるべき対応のタイミングで当然トップ同士がというふうには思っています。それと 2 点目、凍結の話です。当然、港湾管理者として整備ということですが、当然話

が進展しないというようなことですから判断としては、現時点での判断としては当然すると、整備しないという考えでございます。

○委員長（小西秀延君） よろしいですか。質疑を続いている中ですが、若干また考え方についても質問が入ってきておるとらわれます。基礎的なわからないところの、現段階では質疑という形になっておりますので、改めてお願いをしたいと思います。ほか、質疑をお持ちの方。

13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） なければ前日もやっていますけれども、病院とバイオマスだけ何点かお聞きします。まず、病院の中で吉田委員も話をしたように院長が来て全体討議をするといいますから数字だけの確認だけちょっとさせておきたいと思います。病院の改善計画の7ページなのですけれども、ちょっと確認します。これの次の8ページの分です。これは総体で約8,900万、これは1日に事務長のほうで毎年これだけの効果が出ますと、こう言っていました。それはまず、後でまた整合的なことは聞きますけれども、この歳出のほうの（3）費用の削減4,600万になっているのですけれども、これは25年度と26年ですね。当然この数字がそういう形で出ておりますけれども、26年と27年をやると、これは私の計算分母や分子のおき方が違うかどうかわかりませんが、この費用の削減が約4,600万になっているのですけれども、この10ページの3条予算のこの25、26を比較したのです。当然、対前年度だと思えますから。そうすると、給与で約3,000万増になっているのです。材料費で2,600万増です。経費が4,200万の減ですから、トータルすると1,400万の増しかならないのです。増というか、削減しか。それ4,600万で3,000万合わないのです。まずそれ1点と、この同じく11ページの収支効果見込みの3条予算を見ていくと、どうも数字の書き方かどうかわからないけれども、結論から言うと特例債の7,500万はこれはもう紐つきですから、これは繰り出しがするしない別です。ただ、24、25で不良債務とキャッシュフローの分で、24年がこれを見たら3,600万ぐらい、25年7,000万出しているのです。これは議論しましたね。だけでも、26年のところを見たら3,000万円残っているのです。形状1億1,000万円減ったというけれども、7,000万落ちていなくて3,000万その年からまだ繰り出ししていることになっているのです。これは間違いないかどうかということです。それによって今回の内容的な質問をしていきます。まず、それを確認をさせていただきます。それと、先ほど松田委員もお話したので同じことを言いたくありませんけれども、今回の院長が責任を持って経営改善収集やりました。病院の経営改善計画をつくりました。私はぜひ達成してほしいと思うし、されると思って計画を立てましたけれども、先ほど松田委員もお話をしたように、あくまでも公営企業法では町長の設置責任者のもとで経営しているわけです。万が一最終的にこれが達成できなくて、町長が来年度原則廃止をどういう判断するかわかりませんが、そういう数値的なものが達成されなかったときは、これは院長ではなくて全て町長の責任あるという議論で物事をこれから議論していったいいのかどうかということです。それと、バイオマスいきます。バイオマスで松田委員も先ほどいろいろありましたが、これは1番大事なことなのですけれども、私は一般質問でやって町民に21年からバイオマスをやることによって財政効果が8億いくら出ますと。だけど、その途中で8億消えました。だけどさらに約3億ふえました。11億の財政効果が消えてしまったわけです。それで今回見たら、また26年以降現状延長型でいけば、ただクボタから言われましたと、それを合わせたら3億3,000万ぐらいになっていますね。それをふえていったら12億に、11億ですか、8,000万円別に足して、現状延長型でそのままいったらこれに何ぼ財政効果がマイナスになってくるのか。



もう1点は、では今回登別やること2,000トンに縮小しましたと、そのかかる経費も出ていますね。ではこの場合は当初今言った部分からいけば新たに財政改革プランで示した改革案は、では財政効果がプラスなのかマイナスなのか。それも32年までに計算しているのかどうか。もしいれば教えてほしいし、なければあしたから各項目に入りますけれども、そのときまでにその数字を出していただきたいと思います。それはなぜかといったら、町民に広報を使って大々的に周知しているのです。町民もそう思っているのです。だけど、今回これであるということは大幅に変わるわけですね。それが何も出ていないのです。それを私たちが手元になくて議論しても町民にこれだけ効果がなくなったということで、では、今新しい健全化プランをつくるときに、ではそれは効果がマイナスなのか、プラスなのか、どうですかという対比をしなければ議論になっていかないのです。それをもしなければ近々に資料、その数字を出してほしいと思います。

以上です。

○委員長（小西秀延君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） それでは、私のほうから先に説明いたします。先日の特別委員会でもちょっとご説明させていただきましたけれども、7ページの一応（2）収益の確保及び（3）費用の削減額については、24年度の病院事業の決算枠、一応基礎数値といたしまして、院長と協議して現時点で考えられる病院収益の増収対策と病院費用の削減効果のうち、一応ここに載せているのは主な対策の改善効果額として捉えていただきたいと思います。という中に、ここに含まれていない私どもで考えている職員の確保がございまして、ここには載せていないのですけれども、一応費用といたしましては25年度から効果額が表れるものといたしまして、救急医師の待機経費の削減ということで外科医の嘱託化、材料費の削減と、これは25年度に現れるものだとということで、26年以降に効果が表れるものといたしまして、平日出張医師の見直し、給食・清掃等の委託料の見直しによる削減効果ということでちょっと捉えております。という中で、先日も言いましたけれども、1日入院収益、1日平均30名以上、外来収益が1日平均125名以上の増加額につながるという目標値につながれば、費用削減も含めて約8,000万の効果額が出たというお話をいたしました。そういう中で、給与費と材料費がまずふえたというのはちょっと今、私ども協議とか、検討を進めているところなのですけれども、給食と②の材料費等の削減というところに項目がございまして、給食・清掃等の委託料の見直しという欄がございまして、その中で現在振興公社の職員がうちのほうで給食でありますとか、清掃等の委託をしているところなのですけれども、その中でちょっと私どもの現時点の考え方といたしましては受託管理費と消費税等の削減等を今、現在考えているということで、その委託料を直営といえますか、職員の臨時職員に割り当てるとか、あとは材料費も給食材料も委託をかけているものですからそれを一応直営でやった場合は材料費として直接ふえるということで数字を一応振り分けています。ということで委託料の削減といたしましては約3,100万ということで、人件費的には3,500万、それで材料費といたしましては1,800万程度振り分けてはおります。ということで、あと老健の給食と材料費についても、老健の部分の給食と給食材料費の購入の委託料につきましても、こちら全部同じ職員がやるものですから、それで全部委託料なるものを給与費と材料費に振り分けまして、老健のほうからは一応負担金としていただくと、そういう形で書いています。

○委員長（小西秀延君） 暫時休憩いたします。

休 憩 午 後 15時04分

---

再開 午後 15時05分

○委員長（小西秀延君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

答弁できることから町側お願いいたします。

戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 私から責任のお話なのですが、最終的な責任は私であります。ただ、いろいろな役割の中でその役職の中で仕事は別にやりますけれども、最終的に責任は私であります。

○委員長（小西秀延君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） バイオマス燃料化事業の対比の部分ですけれども、8億の効果の部分と、それから今回提示させていただきました受託者がいつている部分と、それから規模縮小した部分、この3種類の対比のことだと思います。今回、提示しているのが広域処理と燃料化施設というくりの中で対比を出させていただいてまして、前回の8億はごみ全ての対比なのです。ちょっと細かなところまでできるかどうかわかりませんが、概略的なものになってしまうかもしれませんけれども、多分あしたになるのかと思います。そこまで数字をつくりたいと思います。

○委員長（小西秀延君） それでは、先ほどの質問はあとに回したいと思います。

ほかに質疑をお持ちの方いますか。

3番、斎藤征信委員。

○委員（斎藤征信君） 斎藤です。ちょっと乱暴な言い方になるかもしれませんが、基本的な部分だけ伺っておきたいです。このプランが出てきたときにまちづくりの柱が見えないのではないかと、そういう話が出たと思います。きょうの話もいくら聞いていても、どういうまちになっていくのかというのがなかなか見えてこないのです。この全体のプランは、現在の危機を回避すると、こういうことではよくわかるのです。ところが、では回避するために、今やっている事業を事業の根本をどういうふうに押さえて、やるのかやらないのか。ここのところは町はこう思っているのだということがはっきり見えてこないというのは一つの大きな問題点になっているのではないかなというふうに思うのです。はっきりさせてほしいとずっと思っているのは病院の問題です。この病院の問題、いくら数字をいじってみても何年間もかかって載積した赤字という、これはすぐ好転するわけではない。だけれども、今この場にあって、病院を残すのか残さないのかという、今残すために努力しているのだといわれればそれまでかもしれないけれども、残すのか残さないのか、町立病院いらないと言っているのか、いると言っているのか、町の姿勢が見えないのです。だから、本当に今、どうしようもない困難な問題を抱えながら町が残すと、絶対これは残すと、将来展望にのってこれは残すというのだったら、それなりに、ではみんなで応援しようかと。そのためにどうするのだという話になるのだけれども、様子を見てから考えますと、どちらでもいいのかと。どちらに転んでもいいのかというようなことになってしまったのでは、何も知恵をいい案も出てこないわけです。そうするとやはり町が残すのだと、町民のためにこれがなければならぬ、今こういう混乱があるけれどもこれをこの混乱をこんなふうに対応していけば絶対残るはずだと。では町民が病院に来るようにみんなで頑張ろうではないかというような話になっていけば先が見えてくるのです。ところが、そういうどちらに転ぶのかわからないやつをどうやって応援していいのかわからない。そうでしょう。ということで、まず知り

たいのは病院を本当に残そうと思ってこの案を出しているのか。何だかわからないけれどもいっただけいって数字がだめだったらやめようかという、そういう曖昧な姿で調整をしようとしているのか、そのあたりをもっとはっきりさせてほしいということが一つ。それから、バイオマスの問題。バイオマスの問題も今縮小をかけてやっぺいこうということはわかるのです。けれども、では1番最初にごみ処理をしながら、地球環境を守るために二酸化炭素を削減する効果、国への貢献をするというそういう大きな大きな狙い、これも全部投げ捨てたのかどうなのかということ、何もどこにも出てこないのです。では日本で最初の事業だといって困難も伴うかもしれないけれども1番先に、こう言っていた。けれども、では今こういう状況になって、そこが到達点にいかないから今ちょっと撤退するけれども、けれどもその最初の狙いというのを投げ捨てたのか投げ捨てていないのか。その当初の狙いという、塩素をもうちょっと削減して起動にのるような方法というのは取れるのか取れないのか。もうこれで規模縮小した、そうしたら元のもくあみになって、ただ国の補助金を返すためにただ事業を小さくしたのであれば、では今まで何をやっていたのだということになりますね。とすれば、本当にその最初の狙いというのを到達するために、こういうふうには規模を縮小するけれども、こうやって頑張るといって話が見えてこなければこれも考えようがない。港にしても同じだと思うのです。投資を抑えながら完成を目指す。どこまでが完成というのが私もわからないのだけれども、これを利用する最大の企業が話がつかない。では、話が見つからないけれども完成を目指しますということは、では何のための港よということに、先ほどの話ではないけれども、そうになってしまうのです。とすれば、最小限この港でいえば、静穏度は下げなければならないから、そこはこれからもやるけれども、それ以外は全部を休止すると。凍結というのか休止というのかわかりませんが、そのほかのお金は一切かけませんというぐらいまで町がきちんと言ってくれないから物の考えようがないということがいえるのだと思うのです。私は今までの話の中で、そこら辺の町の考え方というものをはっきりさせてもらいたい。そういうしているのかどうなのかわかりません。今話したことを含めて、ご答弁願いたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） まず個別のご質問の答弁の前に、今回この特別委員会も含めて、いわゆる10月1日に計画を出しました。いわゆるこの計画は何と言ったら、財政健全化のプランです。根幹はそれは何なのかということは早期健全化、あるいは財政再生団体、これにならないように7年間健全化を図りましょうというのがまずは根幹です。そのために何を手がけましょうかというのが大きな課題と、それぞれの具体的な項目です。1番最初のご質問ありましたまちづくりの柱云々というのは、総合計画の中で、そういうまちの進むべき方向性といいますか、そういうようなことは当然総合計画の中で示していますけれども、それを達成するために今しなければならぬことは、今財政が非常に厳しい中で、この7年間推計していくと赤字になってしまうというようなことの対応策として今プランを出しました。まずはそれが前提ということでお話させていただきますと、病院についても、ほかのものもいってみればそうですけれども、今やっている事業がみなさん価値がないということではなくて、皆さん利用しているものも当然ありますので、それなりに当然価値があると。ただ、そういうものを継続することによって町の財政が倒れてしまうということだから、この事業はどういう方向性を持っていけばいいのかということを考えていると。個別の病院になると、今繰り出しが大きくなってきているというような中で、これをこのまま現状維持の経営状況の中で続けていくことができるのか

どうなのか。これを判断するときに、いわゆる町民に必要な病院なのかどうなのかという判断になってくるかというふうに思います。そういう中で、今回出しのは当然、繰り出しを圧縮しましょうというようなことで、病院の経営健全計画といいますか、それを計画を立てました。これが圧縮して、ある程度町民の利用もふえていくというような状況が見受けられれば、そういう判断も選択肢も当然出てくるでしょうけれども、そういうことを見きわめるために1年間経営状況の改善状況を見ますということでございますので、はっきりしないのではないかとというようなことが言われますけれども、そういうようなことの判断をさせてもらいました。それからバイオマスについても、当然狙いはそのとおりで住民説明会でもお話ししましたが、基本的にこの事業はすばらしい事業、環境対策としてすばらしい事業だというふうには当然説明もさせてもらいました。ただし、これもまた根幹の部分で町の財政がというときに、これ以上経費をかけてこの事業を進められるのかどうなのかと。この事業そのものはすばらしい事業だけれども、経費をかけてこれ以上進めることができるのかどうなのか。こういう判断をさせてもらいたいというので、今回は現時点で判断すると経費の1番かからない方法ということで選択させてもらいました。港についても、どうなのというお話がありました。ここについては今静穏度の話、前回もお話ししましたが、あと防波堤の話です。ここについては、ポートセールスするにしても安全性の高い港だということのセールスをするということになれば、この防波堤の完成を目指す。ただ、単年度負担を軽減するというようなことでその工事期間を3年間延長させてもらうというような考え方で、他のものというのは、ほかのものは整備する計画もございませんので他のものはございません。ここに書いているのは、そういう港をつくったときに当初計画されていた荷役設備、これについては協議が整っていないので凍結しますということだけであって、他の施設がどうのこうのというのは、現在のところはございません。個別についてのお話はそういうことで、ただ繰り返しになりますけれども、この今回私どもが出しているその健全化の計画は、いわゆる推計している部分でいう赤字会計にならない。親会計が健全化の財政を目指すためにどうしたらいいかということをお今回プランとして出させてもらったということが本当の大前提でございます。

○委員長（小西秀延君） 3番、斎藤征信委員。

○委員（斎藤征信君） それ以上は意見になりますからまたあとで自由に討議するときに話をしたいと思うのですが、今の答弁を聞いていまして財政健全化のためにやりくりを今している最中なのだと、これは当然そうですね。それでまちが倒産したら大変だから。ところがそういう財政が危機に陥っているときのまちづくりというのは以前に立てたプランで計画でそのままいける状態ではないということがはっきりした段階で、今この何年間かどういうまちをしていかなければならないかというところをもう少し打ち出さなかったら、前にプランがありますからそのとおりにいきますではないと思うのです。やっぱりこういうときこそまちづくりのチャンスにしなければならない。どういうまち、最小の財源で最大のまちづくりをするという、そのためにはやっていたものをやめなければならないということだってある。そこら辺の思い切りを示すのがリーダーというものではないのかという気がするのです。執行するのは町ですから町がそれをやってくれないことには、我々どういうふうに応援していったら、どういうふうにやっていけばいいのか見えてこない。だから、今白崎副町長の答弁では全部わかるのです。現時点で慎重といえば慎重です。慎重に見きわめながら大事にやっというところ。それでは今の厳しい状況がひっくり返せないだろうと、そういう思いがあるものだから、だから町はこのところはどういうふうにやりますということ、ここは何といってもここはもう絶対守り抜き

ますということがあって初めて、これは大変だろうけれどもこれはもうとめてしまいますという、この大きな事業の中でそういうメリハリがあって初めて、我々それなら私たちも応援しよう頑張ろうというような気になるのではないですか。そういうのが見えてこない。慎重過ぎるということがいいことなのかどうなのか。やっぱり方向が出てくればみんなで頑張っているときには知恵というのはどんどん出てくるものですから。そういうことで、もう少し思い切ったことを考えて、みんなにわからせるような方向でいってほしいということだけは言っておきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 示した中でもう少し大胆にというようなご意見、あるいは慎重過ぎないかというようなご意見ありましたが、私どもも今現時点で判断してといたしますか、こういう方向で、あるいはこういうようなプロセスを踏んでというようなことで、その結論を今の時点でズバッと出せられるものについては出していこうと、これは小さい事務事業もそうですけれども、出していこうというふうな思いでプランをつくりましたが、現時点で判断したときに、その最終的な判断を今現時点で出せるかどうかということがある案件もありますので、それはもうプロセスを踏んだ中で判断させてもらおうと。ほかの9項目も全部ほとんどそうですけれども、やはり現時点で判断できるということの中でお示しさせてもらったというふうに思っています。確かにもう少しはっきり出してほしいということがあるかもしれませんが、それでなければ応援できないというようなお話もありましたけれども、そういう経過を踏まえた中で判断すべきものはそういう経過を踏まえて判断していきたいというふうに思っています。

○委員長（小西秀延君） ほか、質疑をお持ちの方。

4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 4番、大淵です。きょう行革推進委員会の議事録が出ました。ちょっとさっとしか読んでいないですけれども、これをさっと目を通した範囲でいえば、昨年度の分についていえば、昨年度というか3月以前の分についていえば、これは病院の方向が出ていない。そういう状況の中での行革だというふうに理解をせざるを得ないというふうに思います。プランが出ていないわけですから。当然病院のことは議論されていたかもしれませんが。一つ伺いたいのはこの行革委員会にどういふ諮問をされたのか。諮問の内容です。ほとんど病院だけです。1回目が5月8日ですか、もう2回目6月11日にはこの日にもう宮脇さんがここへ来て話をしているのです。2回目で。3回目で結論出さなければだめだと。こうなっているのです。中の議論を見ますと、全部見てないからはっきり言えませんが、ほとんど病院だけの議論です。若干いろんなものは入っていますけど。一体これは何なのかと。病院の諮問をされたのですか、それとも行革委員会に何の諮問をしたのですか。まずそのことを聞きたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 岩城総合行政局長。

○総合行政局長（岩城達己君） どのような諮問したかということですが。諮問の仕方ですが、町長からの諮問は会議録の1番最初にあるとおり、行政の仕組みを変えてもらいたいと、そのことを諮問してございます。委員会ではそのあとの会議録にもあるとおり、まず全体の財政状況から一歩ずつまず学んでいこうということで取り組んでおります。その結果、病院の部分がどういう財政状況になっているかという部分がわかったので、委員会のほうから少し病院問題を掘り下げて協議しましょうという状況で進んでいったものです。どういう諮問したかという部分は行政の仕組みを変えるという部分

の諮問をさせていただきます。

○委員長（小西秀延君） 4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 4番、大淵です。もし行政の仕組みを変えるという中身で諮問をされたということであれば、当然病院の仕組みも変えるというのは当たり前だと思います。ただ、ここでいえばこの会議録を見る範囲でいえば、明らかに病院の議論が先行して行われ、その結果が11日に宮脇委員長が出られて、その後この諮問委員会の答申をされているわけですね。それが11日に行われ、そのあと答申が行われ、そのあと行革が同じような答申をしているという中身なのです。それがずっと新聞に毎日毎日載せられるという状況です。ここで書かれている中身見ますと、なかなかいい議論はあります。実際には2億円という交付税というのは、これは引いて計算すべきではないかというふうな議論にもなっております。そういうところもあります。しかし結論でいうと、そういう結論になっていないわけです。3回で、これは結論出しているのです。議会で今まで前段入り口まで入るのにこれだけの議論しているのに、病院を廃止するというのはわずか3回で、そのうちの1回は宮脇委員長の中身です。この話を聞くことについてもいろいろここに議論が出ています。これは明らかに町がルールを引いてやっているのではないですか。宮脇先生と行革と町とが。ルールを引いてやっているといわれても仕方がない中身になりませんか。流れとして見たときに。私はやっぱり、こういう世論誘導的なようなふうと言われても仕方がないような中身のやり方というのは、私は違うと思うのです。公平ではないです。だから私はこの議事録が出る前に4億円と2億円の考え方がどうなのかという質問を現実的にしました。これを見たら、明らかにそういうふうと言われても仕方がないと思いませんか。常識の範囲で見て。どうですか。

○委員長（小西秀延君） 岩城総合行政局長。

○総合行政局長（岩城達己君） 質疑という部分でのお答えをいたします。決してルールを引いて、行政がそれに導いているということは決してございません。今回の行革委員会も当初から、要するに行政側の請負には決してならないということも会議録にあると思います。そういう部分で何を選択するかという部分を実は私ども投げかけてはおりません。1番素朴に出た質問が広報に載っている決算を見たときに病院は黒字になっているのに、なぜ厳しいのだと、経営事態がどうなっているのから、この中身はスタートしてございます。そういう部分で回数のことをいいますと、前年度からの回数と今年度は確かに3回ですが合わせて5回、そのうち外部有識者の講演もございましたけれども、その終わった後も当然この部分の議論もしてございます。いついつまでに結論出せということも私どもは話してございませんし、あくまでも行革委員会を尊重した中での答申を受けたということですので、経過含めてご説明するしだいです。

以上です。

○委員長（小西秀延君） 4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 4番、大淵です。当然、行政はそうすとは言わないのはわかります。もう一つ、有識者会議の検討委員会にということで、財政健全化有識者検討委員会の説明ということで1回目です。これは行革委員会がぜひ宮脇先生の話を知りたいと事前ですけれども聞きたいということで決めたものですか。マスコミを入れるということも行革がマスコミを入れるということを決めたのですか。これは議会も全く知らない中で進められたことです。ここできちんと須田課長、大塩主査が財政健全化有識者検討委員会について説明と書いています。これはどういう目的で説明され

たのですか。そして、なぜ行革の検討委員会にこの人たちが出て答申の前に中身を説明しマスコミも入ってもらって新聞報道することなんてあり得ることですか。行政のやり方として。

○委員長（小西秀延君） 岩城総合行政局長。

○総合行政局長（岩城達己君） 1点目は後ほど担当課長から説明します。2点目のマスコミも入ってという部分は行革委員会原則公開しています。ですので報道機関が入ることは規制しておりませんので、その上で対応していました。

○委員長（小西秀延君） 須田総合行政局行政改革担当課長。

○総合行政局行政改革担当課長（須田健一君） 私のほうから行革の委員会に外部有識者検討委員会のお話をなぜしたかということにつきましては、私も4月から行革担当ということで受け持って、病院問題を行革のほうで検討し協議をしていたという中で当然町の課題として病院の問題についても外部有識者の検討委員会で当然、先生方にも議論していただいていたというところの中で、当然関連があるということで外部有識者ではこういうふうに関心されていますというお話を当然、議論していただく中で必要だという判断をしまして説明をしたということでございます。

○委員長（小西秀延君） 4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 4番、大淵です。なぜ私がこういうことを聞くかということ、こういうことがされるとこれは誘導になるのです。現実的な課題としてみたとき、いいですか。公開していますね。当然です、公開しているの。そこで、答申前と同じ中身を報告をするのです。答申前と同じ中身ですね。全く同じ中身です。それを11日にやって、20何日ですか町長に答申されたのです。そのとき町長はまだわからなかったのですか。そんなことになりませんか。それがマスコミに公開されているからといって答申もされていないものが行革委員会の中で話されるわけです。議員も何も知らない中でこれはそうしたらどうということになりますか。町長も答申までは知らなかったのですか。答申の中身と全然違うというなら話は違います。答申の中身と同じ中身が11日に、十日以上も早くそれがマスコミに入って流される。議員は何も知らない。こんなことがありますか。町長は答申の前にこのことをでは知っていたのですか。では何のために答申するのですか。というふうになりませんか。私はこのプロセスというのは流れというのは絶対おかしいです。こんなことあり得るわけないです。これは秘密でやられたというなら私は例えば百歩譲ってそれが行革推進委員会の中だって私はそれはある意味必要なことなのかという理解はできます。公開だから公開してやるとなったら、そうしたら議会なんていらなくなってしまうませんか。そのあと答申を町長がうやうやしく十日も後に、その答申を受けるわけです。おかしくないですか。役場の組織から見たらおかしくないかもしれない。我々から見たらとてもおかしいと思うのだけれども、困らせるために言っているのではないです。だから私はルールを引いたのかということに対して、ルールを引いていないというから、それはそういうことではないですかということ聞いています。何も私は困らせる必要はない。ただ、私はやはりこれはこの3回の報道というのは病院の赤字は4億円ですと、交付税も関係なく4億年だということが町民に一気に広がったのはこれです。私はそうです。だからこれはよく、もう1回読みますけれども、さっとしか読んでいないからわからないのですけれども、行革の中でもいろいろな意見出ています。確かに出ています。ただ結論はもう3回目は何てなっているかということ、もうきょう結論出しますと委員長が言っているのです。今回で答申案を取りまとめたい、忌憚のない御意見を願いますと3回目と言っているのです。去年まで病院のことを議論してきたとおっしゃるけれども、それまでは町長の

3月の町政執行方針で病院を何とかしようという方向だったのです。ということは、この前の2回というのは違うでしょう。中身が全然議論した中身と違います。病院は存続すると、建てかえるのどうすればいいと、これは検討委員会の中につくってやっているときの議論です。12月と1月ですから。それで6月になるということは、当然そういう方向が出て、宮脇先生が入ってやり始めてからやっているのではないですか。そういうことを私はルールを引いていると言っているのです。違いますか。私はそこだけです。それはやはり、そこはきちんとしないと私は議論に大体病院の議論に入られないです、本当に。

○委員長（小西秀延君） 岩城総合行政局長。

○総合行政局長（岩城達己君） 先ほども答弁したとおり、まずルールを引いていないということだけは認識いただきたいと思います。ただ、今までの例えば行革委員会にしても諮問して答申いただくというのは、ある程度まちの考えを整理した上で行革委員会に諮って、こういう考えで町はあるのだけれどもどういう考えが妥当かどうか、そういう答申を受けたいというのが一般的な諮問、答申のあり方だというふうに思います。ですので今回もそういう形で諮問しながら答申あったら今、大淵委員おっしゃるとおりだと思います。ただ、今回の諮問はあくまでも行政の仕組みを変えたいという部分での視点で投げかけました。これは今までにないやり方だと思います。過去の行革委員会もそれぞれのテーマを持った中でそれをやってきましたので、ですから今ご指摘あったとおり、12月、1月というのは病院の部分の経営をどうやって改善していったらいいかという部分が中心的な議論でした。その中で先ほど担当課長がご答弁申し上げたとおり、4月に入ってきてから今財政がこのままだと本当に早期健全化団体、あるいは再生団体まで落ちる可能性があるという部分から、まちの課題を大きく9項目を上げて、その中身の整理というのは一方では外部有識者でもあったと。その中で共通する部分が病院というテーマがあったものですから、その部分も行革委員会にかぶっていったというのが実態です。ですので、確かにプロセスの中でのお考えは異論あるというふうに思いますが、結果としてはこういう形になって出てきたという部分はそのときそのときのやり方はやはり適切に我々も考えてはやってきたのですけれども、結果としては今指摘あるような部分のプロセスの取り方、その仕組み、行革委員会の持ち方、それはいろいろお考えがあると思うのですが、結果としては私どもが今回こういう対応をしてきたという状況になってございます。

○委員長（小西秀延君） 4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 4番大淵です。私が何もそのことを認めなさいとかそんなことを言っているのではないのです。やはり町民に対してどう真摯に向かうかということなのです。誘導されているというようなふうに思われるようなことはやってはだめです。私はだめだと思います。11日のこの行革委員会のやり方が、まずプロセスとして正しいと思いますか。やり方というのは答申が出ていないものを事前にここで報告をさせて、そしてマスコミを入れて報道する、議員も知らない。こういうプロセスが正しいやり方だというふうに思いますか。それが一つ。それからもう一つ、では残った8項目はこれはどうするのですか。これは行革委員会、仕組みを変えるということは、そうしたら病院以外のことはやらなくていいということですか。仕組みを変えるというのはどういうことかわからないけれども、行革に諮問した中身というのは仕組み変えるとそのままだったら、そのままでしょう。では病院だけ廃止すれという結論だけ得て、それで行革委員会は終わりなのですか。この後またやると確かに書いています。次は11月5日から8日でバイオの問題から健全化プランやると書いています。



これで議会と同じです。平行です。なぜ病院だけがこうやって先行するのかということは、私はそのところを聞いているのです。だから、それはそういう形でつくっているのではないかと言ったのだけれども、今それ以上はもう言ってもしょうがないから言わないけれども、11日のそのプロセス、やり方はやはり今後もそういうやり方でやられるのですか。それがもう一つと、行革には仕組みの問題で諮問をしているということなのだけれども、その答申はそうしたら病院以外は財政だとかこういうことは一切関係なく、ただ仕組みをどうするかという答申をもらうということですか。

○委員長（小西秀延君） 岩城総合行政局長。

○総合行政局長（岩城達己君） 2点目のほうの今後の行革委員会の持ち方でございますが、今たまたま去年の経過から病院はこれを突出してやってきました。今後については、それは大きな前提の仕組みを変えるですから、これはまた行革委員会の中でもまれて何をやるか。決して8項目を全部やると、そういうことでは決してありません。例えばその業務のやり方、そういうこともありますし、委託の今のいろんな行政やっていますから、そういうものの全体を、例えばこういう分はこれから民間にお願いしてもいいのではないかとか、いろいろ持ち方あると思います。多分そういう部分に次は入ってくるのではないかと。決して今回のプランの中身を全部答申もらうことでは決してありませんので、ここの部分だけは切り離して、たまたま病院だけ今かぶっていたと先ほどお答えしたとおりなのですけれども、それ以外のことをさらに踏み込んでどうこうというのは今は考えはないということがあります。

○委員長（小西秀延君） 須田総合行政局行政改革担当課長。

○総合行政局行政改革担当課長（須田健一君） 11日の委員会の進め方等について、そういった進め方でいいのかどうかということでございますが、先ほども私お話しさせていただきましたけれども、何の意図もなく担当した業務を病院問題にやっていたということで、その問題の整理を進めるために必要なことを進めてきたということで、特に意図を持ってやってきたということではないと、先ほど局長がお話されたとおり我々もそういう考え方でやっておりました。ただ、その進め方がそれでいいのかということについては、今お聞きしましてやはりその辺は考えていかなければならないところもあるのかというふうに今私思っております。あと、これから、では病院だけやるのかということではなく、健全化のプランについては基本的に財政健全化のプランでございますので、行革の委員会の中では大きく今ご意見をいただくということで進めてございます。そのあと、当然財政健全化のプランに基づきまして大きくプログラム見直されるということの中では、現在持ち合わせている行革大綱の推進期間だとか、集中改革プランも切れますので、年度が25年で終わり、あと3年間の計画を進めていかなければならないということもありますので、それらも含めて今年度は協議を進める予定はしてございます。そういうことで、委員会そのものの進め方と考え方等については改めて考えて十分住民に誤解のないように進めていきたいというふうには思っております。

○委員長（小西秀延君） 4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 仕組みを変えるということと、今の答弁では仕組みを変えるということを答申したと。病院をやめたほうがいと諮問して答申があった。そういうことですね。それで答申案を取りまとめた。病院だけ。これは意図的でも何でもなくて流れの中でやったのだと。宮脇委員長の発言も答申もそのあとの行革の報告もすべてそういうことだと。それはそう言わざるを得ないとは思いますが。だから私はそうやって言ったのです。本当にそうですか。理事者側の皆さんそれでいいのです

ね。そういう形で今後行革を含めてやると、こういう形で。仕組みで諮問したものが答申が病院を廃止するというだけで出てきたと。それは担当は全く我々の意図でも何もないしルールも引っ張っていないし何もしていないと。意図も何もないです。自然に出たものです。その答申を受け入れるのですか。仕組みを変えるという諮問なのに病院を原則廃止ということで答申したのでしょうか。それが仕組みを変えることなのか。そういうことで進めるのですか。これから行革を。私は町民の皆さんが私1番最初11日のすぐあとの議会で聞きましたね。朝、こうやって電話がきたのだと。大淵さん病院なくなるのだったと11日の日に電話がきたのです。町民の受けとめはほとんどそうです。皆さんに聞いてください、うそではないですから。賛成、反対の人も。そういうことが、同じことが3回やられたのです。それに対してそれは坦々と町は仕事を進めたのですということですか。担当の皆さんがやったことは。だからルール引っ張っていると言ったのです。もちろんそんなこと絶対肯定なんてできないということは初めからわかっています。だけど現実的にはそうなっているでしょう。そういうことに対して私は今は賛成、反対とかそんなことを言っているのではありません。4億円の2億が何も出ないで、4億のままずっといって借金もいっているわけです。だから私もこの間聞いたのです。いいのですか。今の行革の今のやり方で正しかったと。11日に答申の前にそれを行革委員会で報告したと新聞に出たと。そのあと、町長うやうやしくもあった。これが行革に対する諮問のあり方ですか。担当はそうやって言っているのです。そうですか。

○委員長（小西秀延君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 先ほど担当者のほうから経過なり、それから行革委員会の進め方、そういう中でお話しされた進め方を答弁をさせてもらいました。基本的に今までと諮問答申の方法論といえますか、そういうことではなくて、いわゆる行革は行革としての町のどうのこうののではなくて行革委員会としての答申をするというような中で、行革の委員会で進め方も十分話されて進んできたというふうには認識しています。そういう結果が配慮にかけたという、もしかあるとすれば事務局サイドあるいは私どものサイドで、行革委員会と協議すべき事項があるかもしれませんけれども、今こういう形できたのは基本的には行革委員会がそういう意思の中で業務を進めてきたということ十分に私どもは尊重すべきだというふうには思っていますので、先ほど答弁した経過を踏まえれば私は別に構わないというふうには思っています。

○委員長（小西秀延君） 4番、大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 4番、大淵です。宮脇有識者懇談会の中身を行革で報告してくださいと言ったのは行革委員会が言われたのですか。それとも、町側が言ったのですか。どちらですか。

○委員長（小西秀延君） 須田総合行政局行政改革担当課長。

○総合行政局行政改革担当課長（須田健一君） その点については、私行革の担当、私が直接そのときにお話しして議事録にも残っているかと思いますが、町側からぜひ議論していただく中で、外部の先ほどもお話ししましたけれども、外部でも検討はされているのでそういったお話も聞いた中で議論していただきたいということで私のほうからお話しさせていただきました。

○委員長（小西秀延君） ほか、第3章質疑をお持ちの方。それでは一旦休憩をしてからにします。暫時休憩いたします。

休 憩 午 後 15時50分

再開 午後 16時00分

○委員長（小西秀延君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

第3章、引き続き質問をお受けいたします。

12番、本間広朗委員。

○委員（本間広朗君） バイオマスのことなのですからけれども。案としてはこれから8時間稼働になるということなのですが、そこでちょっとお聞きしたいのですけれども、今までというか今もそうなのですから、町民の協力で雑がみを回収していますね。これは、月どのくらい回収されて、例えばバイオマスに入れてどの程度のそういう効果があるのか。もちろん塩素の濃度ですね。それを入れることによって、どのぐらいの効果があつたのか。また、その紙は、例えば一日でも月でもいいのですけれども、回収されて100%使っているのかどうか。回収したものを。その日とか月によって変わると思うので、その回収された量というのはそれはどの程度そういう効果があつたのかということをちょっと聞きたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） 雑がみ、燃料ごみの関係です。月、大体20トンぐらい現在集まっています。ですから1年間で約240トン前後かというふうに考えています。それで100%利用させていただいております。ものとしては、町民の方の協力の中で品物としては塩素を含まない物が入ってきていますので、効果としてはかなりあるというふうに考えています。

以上です。

○委員長（小西秀延君） 12番、本間広朗委員。

○委員（本間広朗君） 例えば今後8時間稼働になりますね。この20トン、年間240トンのこれも8時間稼働になったら、例えば100%、もちろん8時間稼働で短い時間でこれを全て使えば確かに効果はあるかもしれないのですけれども、果たしてこの量をこれからも8時間全部入れていかないのだめなのかというのは、ちょっとその辺のところを聞きたいのです。

○委員長（小西秀延君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） 今後26年度以降の利用の仕方ですけれども、26年度以降も全量使っていきたいという考えでおります。引き続き、ずっと使っていくということです。

○委員長（小西秀延君） 12番、本間広朗委員。

○委員（本間広朗君） 確認なのですからけれども、では今後そういう雑がみの回収というのは、このままでいくということでしょうか。燃料ごみというのか。

○委員長（小西秀延君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） 形としては、収集としては今後も町民の方にお願ひした中で続けていきたいということでもあります。

○委員長（小西秀延君） ほか、質疑お持ちの方。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

続きまして、第4章具体的な健全化対策について、質疑のあります方はどうぞ。

9番、吉谷一孝委員。

○委員（吉谷一孝君） 9番、吉谷です。公害対策事務事業の整理合理化の部分ですけれども、大気汚染の測定なのですが、過去5年間で基準値に引っかかったことがあるかどうか、まず1点と、あと、この調査している場所は北吉原の1点だけなのかの確認をしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） まず、大気測定の部分の基準オーバーがあるかどうかという部分ですけれども、過去5年間で基準を超えているのは、浮遊粉じん物質、ちり上の物質ですね。これが、超えているときがありました。それから、町が測定をしているところにつきましては北吉原だけです。以上です。

○委員長（小西秀延君） 9番、吉谷一孝委員。

○委員（吉谷一孝君） 吉谷です。これは企業では同じような測定は行っていないのでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） 町が行っている大気の部分の浮遊粉じん物質だとか、それからノックスだとか、ソックスだとかは、そういった部分につきましては、同じ測定を日本製紙のほうも行っております。

○委員長（小西秀延君） 9番、吉谷一孝委員。

○委員（吉谷一孝君） 吉谷です。この日本製紙さんで行っているデータというのは請求をした場合には提示していただけるものなのでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） 測定のデータにつきましては、月1回ですか、定期的に報告はいただいています。また、その都度求めれば提示はしてもらえるとこの状況です。

○委員長（小西秀延君） ほか、質疑をお持ちの方。

1番、氏家裕治委員。

○委員（氏家裕治君） 氏家です。何点かちょっとお伺いしておきたいと思います。13ページの事務事業の整理合理化の部分でございます。まず、姉妹都市の交流事業、これは一応休止という形でこう出ていますけれども、今回ケネル市に行ってこられたと思いますが、こういった旨の話というのは向こうでもされてきたのでしょうか。まずこれが1点。それから、スズメバチの駆除業務について、こういった考え方があるということですが、これから白老町というのは高齢化、それから特に独居の方々がふえてくるということが想像されます。その中で、ましてや国民年金で生活をされている方々が大変多いと私は感じているのです。そういった低所得者の方々に対して、例えばこのスズメバチの駆除というのは今までは町の負担でやっていただいたものが、民間委託されることによって1回当たり、これはどれぐらいの費用負担になってくるのか、その数字だけをちょっとお伺いしておきたいと思います。ちょっとこの2点だけ。

○委員長（小西秀延君） 須田総合行政局行政改革担当課長。

○総合行政局行政改革担当課長（須田健一君） まず1点目の姉妹都市交流の関係でございますが、ここにつきましては先般町長、議長も含めて行っておられますが、そのときに当然町の状況をお話していただいてカナダのほうと協議をして帰ってきてございます。それとスズメバチの駆除につきまして、これから高齢者がどんどんふえて低所得者の対応ということも踏まえた中で、処理料金どのぐらいになるかということですが、これにつきましては大体1件当たり、巢の大きさそのものに

も若干よりますが大体1万2,000円前後というところになっているかと思います。それで、スズメバチ駆除の今回ここに事務事業の見直しの中で取り組み項目として上げさせていただいた理由としては、まず民間で行っているサービス事業を基本的に町がこれまでかわって進めてきたということが一つあります。その中で今回の見直しの中で本来行政が行うべき事業、そういったものと考え方を分けて考えさせていただいた中で、その辺民間事業で行っているものについては民間事業で進めていったらいいのではないかと、そういったことも含めた中で町の単独事業として行っている事業の取り組みを今回上げさせていただいたというのが大きな理由でございます。ただ、今後低所得者、そういった対策はまた何らかの形で考えていかなければならないことにもなるのかというふうには捉えてはございますが、基本的な考え方としては民間でできるものは民間で進めていくということと、また町内で、また新たに今現在町内には駆除処理業者とゆうのはおりませんが、苫小牧のほうの業者さんになりますけれども、町内でまた実際にそういったことを始めていただける方なども、できればということも含めて考えていく必要があるかというふうには捉えてございます。

以上でございます。

○委員長（小西秀延君） 1番、氏家裕治委員。

○委員（氏家裕治君） 氏家です。姉妹都市交流事業については、今の考え方、今回向こうに行かれてそういった話を進めてこられたということで、多分これは前に進んでいくのだろうと思います。ただ、スズメバチの駆除業務については、私はやはり町民の立場に立って考えたときに、やはり低所得者の方々、低所得者という言い方がどうなのかかわからないけれども、例えば国民年金、例えば6万円前後でもって生活されている方々が、こういったスズメバチという部分では本当に毎年、変動はあるのかもしれないけれども、その中で大きなやはり町民の安心安全にかかわることです。そういったことが行政として、今課長言われたとおり、低所得者の方々に対しての配慮があるのであればあるなりのことが示されているのであれば、ある程度安心もするのだけれども、事務事業の見直し合理化の中でもって全て廃止、廃止という形の中で進められてしまうと、住んでいる方々はやはりはっきり言って安心して暮らせなくなります。その中で大型のそういった見直し、大型の施設、例えば病院だとか、そういったものがこれからどうなるかという議論もされないままにやはりこういったものも一緒に並行してやはり考え方というのは進んでくるわけでしょう。やはり町民の方々はずごく不安になると私は思うのです。ですから、今その数字はわかりました。民間に委託すれば1万5,000円から約1万円ぐらいの単価になってくると。だからそういったことが、今度町民の方々がそんなお金なんてだせないみたいな話になったときに、こういう事務事業の見直し合理化については、整理合理化については、これからも町民意見というのはどんどん出てくるのではないかと私は考えていますので、詳しい話というのはまた個別のことでもってまた議論させていただきますけれども、きょうはその数字だけ聞かせていただいたことで終わらせていただきたいと思います。町長の考え方がもしあれば。

○委員長（小西秀延君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 姉妹都市交流事業の件なのですが、私行ってきまして公式会談2回行ってきました。この見直し内容にあるとおりに町主催の云々と書いているので、その交流事業に対する考え方とかスタンスが全く違っていた部分がありまして、向こうは完全に民間なのです。受益者負担なのです。だから、そういう形で今までどおり継続できないか、継続できない部分と継続できる部分がありますので、こちら民間レベルでやりましょうということでお話をしてきましたので、ここは財

政健全化プランで出した案でございますから、なるべく財政を使わないで交流ができるのであればということの話です。

○委員長（小西秀延君） 12番、本間広朗委員。

○委員（本間広朗君） 氏家委員のちょっと関連して質問なのですが、スズメバチの委託料というのは予算でありました。確か2万6,000円ぐらいだったと思いますが、ありましたね。この中で今まで委託料だけですんでいたのか、それともその委託業者にさらに今言ったような報酬というか、1万何かしらの、そういう報酬を払っていたのかどうか、その辺ちょっと確認したいです。

○委員長（小西秀延君） 須田総合行政局行政改革担当課長。

○総合行政局行政改革担当課長（須田健一君） まず、スズメバチ駆除につきましては、まず原則、事業者を除く公共の場と一般家庭につくられたスズメバチの駆除に対して、町のほうで駆除を行っていたという考え方です。業者への委託というのは、それぞれ事業者の方が委託をするということになっています。町のほうでは、事業者のところに来たものについては駆除処理を行っていないということで、そういう形。町では一切委託というのはしていませんと。何かといいますと、実際に人件費でいわゆる作業員を使って駆除を行っているということです。ですから専門の業者に頼む場合は、それぞれの事業主体が頼む場合がありますが、町が今ここでいうスズメバチ駆除処理業務の見直しというところについては、あくまでも個人の住宅にできたもの等を町の費用で町がその駆除する方を雇用して要請があったら行っていただいて、1時間当たりいくらという形で費用を出しているということでございます。

○委員長（小西秀延君） 12番、本間広朗委員。

○委員（本間広朗君） それの予算というのはどこの部分で出てくるのですか。そこだけちょっと。

○委員長（小西秀延君） 須田総合行政局行政改革担当課長。

○総合行政局行政改革担当課長（須田健一君） その費用というのは駆除の依頼があって、当然駆除しなければならないのかどうかの確認をして、その駆除するために要した時間分の費用を駆除を行った方に、雇用した方にお支払いするという形です。それと、それに必要な薬品だとか壁の穴をふさぐコーキング材だとかという消耗品等の費用が町で持っているということでございます。

○委員長（小西秀延君） ほか、質疑をお持ちの方。3番、斎藤征信委員。

○委員（斎藤征信君） 斎藤です。何点かお聞きしておきたいと思います。収納率の向上9ページですか、ありますけれども、この収納率を向上させるという対策がもうあちこちに出ているのです。滞納に対して収納率をどこまで上げるかというのは、これはすごく大事なことだとは思いますが、今までもずっと収納対策というのはやってきているのです。もうぎりぎりのところまでやってきたのではないかと。ただ、これからは努力目標で頑張っていきますと、こういう言い方でどれだけ効果が出てくるのかということがちょっと心配なのですが、そういう収納対策でこれ以上上げられる、その1ポイントは上がるのかもしれないけれども、それも大事なこともないけれども、本当に目に見えてそういうことが効果が出てくるのかどうか。そして、対策として悪質な滞納者に対しては厳しく対応するという事で差し押さえだとか何とかということもあるのだけれども、今状況としてそういう悪質な滞納者というのが、それほどたくさんいるのかどうか、そのあたりのことについて伺います。それから12ページですか。給料削減のことで、給与削減はかなり町職員の給与カットかなり大きな数字になって打撃がすごくあるのだという気はするのですけれど

も、この長い期間の中で期限を期限の中で何とか対応できることというのは考えているのか。その期限の中をずっとこれが続けていくのか、そのあたりをどんなふうに考えているのか。この対策が終わるまではみんなで我慢するのか、そのあたりについて伺いたいというふうに思います。それから、14ページの補助金のことですけれども、14ページに補助金の見直し。イベント補助を廃止しますとか、それからカットしますとか、いろいろ出ているのだけれども、実際に今まで牛肉まつり何かのイベントというのは、あれはどういうことになるのか。あるいはラブラブしらおいだとか、それからリフォーム事業だとか、そういうところに応援をしていたはずですね。これもまちづくりの一つ経済対策としてやってきているのですけれども、このあたりに影響が出てこないのかどうなのか、このあたりどういうふうに考えているのか伺います。あともう一つ、16ページの特養ホーム、特養ホーム24年から入所率が減少しているためと、特養ホームが空き室が出てきていると。不思議に思うのですけれども、高齢化がどんどん進んでいく、高齢化率が上がっている中で、何でここが下がっていくのだろうと。病院と同じような何か関係があるのかどうなのか知りませんが、この理由というのは何なのか、法的に改正されるという話も聞いているのですけれども、そういう関係があるのかなのか、そのあたり伺います。

○委員長（小西秀延君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） まず1点目の収納率の向上対策でございますけれども、このプランの中に各種使用料、税については全項目収納率の対策をポイント的に上げていかなければいけないという対策にしております。これはなぜかといいますと、調定が毎年下がってまいりますので、その分収納率を上げていかないと現状延長型でお示しした税を確保できないと、現状の収納率だけをそのまま背負っていくと間違いなく税も減っていくと。分母が減っていくものですから、必ず収納率わずかながらも収納率対策を向上させていかないと、税も収入も減っていくということがございますので、それを何とか阻止するために現課のほうで、あらゆる対応をしていただいて、わずかながらですけれども収納率の向上を目指していかなければいけないということで、一応対策に盛り込んでいただきました。それと、4点目の特別養護老人ホーム事業の入所率の減少でございますけれども、実は24年度ぐらいから入所率が減少しております。これなぜかといいますと、入った方の入所をされた方が、長期間どうしても病気になるってしまって病院に入院すると、それが3カ月以内で戻る復帰可能であれば、その間は必ず空けて待っていないといけないという約束ございまして、その間それがどうしても寿幸園の場合多数あって、入所率が落ちてきているのと合わせて、実は一般ベッドが50床あります。それと短期ショートスティといわれるのが10床ございまして、建設当時はその解釈上52床で実は回して、これは2床の部分は短期的な利用はこれは利用しても構わないという解釈を行っていた結果、52床を何とか満床にさせていたものですから、一定のホテルコスト、町側にいただける経費はいただいていたのですけれども、それが近年監査が入りまして、あくまで50床の基準であるので、50床で回さないといけないという行政指導を受けまして、その後当初どおりの50床で回したことによってやはり50床からやはり減ってくるので。今まで52床ですから、何とかその収入を得ていましたが50床にしたことによって、またさらに入所率が落ちてきたことによって万度に入らないと、もしかその入院の期間が収入が途絶えるというのが続きまして、どうしても当初よりの見込んでいた額よりも200万ほどホテルコストが入ってこなくなったという現象が出てきてまして、あくまで指定管理者のもと協議させていただいて、何とか入所率を上げる努力は当然していただくという協議も整って

おりますので、その辺を努力していただきたいということのございます。もう1点、悪質滞納者ですけれども、これはちょっと担当課長来ていないのですけれども、滞納者の中にはそういう方は数名はいらっしゃると思いますけれども、それは従来どおり滞納処分、ただ、今従来どおりの滞納処分をしても昔のように押さえるもの、不動産を押さえても換価できないという状況がございますので、なかなか踏み込めないということもございます。ただ最近はいろいろ預貯金を差押えを徹底して行って、相当今年度も相当収納率も上がっておりまして、その効果が出ているというのを聞いておりますので、そういう小さいことですが、そういうものを対応しながら少しずつでも収納率の向上を目指していきたいと今現課のほうで取り組みが強化されておりますので、今年度も相当収納率、上半期終わって上がっておりまして効果も出ていますので、北海道からの職員も来ていただいて、そういう部分では相当収納率向上していますので、このまま何とか努力していただいて少しでも収入を多くしていただくよう現課のほうで今頑張っているというふうな状況です。

○委員長（小西秀延君） 本間総務課長。

○総務課長（本間勝治君） 給与の削減の期限の話でございました。基本的には今お示したプランの中でも、この期間の間平均9.5、職員については9.5を継続するというふうなことでお示しております。ただ、ご存知のとおり平成20年1月からずっとパーセントは若干相違していますけれども、給与の削減を行ってきていると。ご承知のとおり、給与については労働の対価として支払われるものがございますので、そういったようなことも含めると、今後のこのプランの結果財政状況などを見きわめながら、どこかの時点で戻すだとかということもあり得ますが、今のところお示したとおり32年までのこの間は平均9.5でいくといったようなことで考えておりますし、そのことも毎年度職員組合とも協議をして理解を得て進めていくという考えであります。

○委員長（小西秀延君） 大塩総合行政局行政改革担当主査。

○総合行政局行政改革担当主査（大塩英男君） 補助金、イベント補助の廃止についてのご質問がありました。こちらイベント補助の定義なのですけれども、行事やお祭りのものをイベントという定義をさせていただきますので、斎藤委員のおっしゃるとおり、牛肉まつりに対してもイベント補助の対象になりますので、今後は廃止をさせていただきたいという考え方です。なぜこういうような考え方になったかと申しますと、イベント補助というのは経済波及効果だとか、そういったことに有効的な手段ではあるのですけれども、祭りの主催者側で何とか自主財源の中で運営していただけないものかというようなことから、こういった財政状況が厳しいということでこの補助廃止をさせていただきたいという考え方です。中にラブラブしらおいですとか、リフォームの関係の話がございましたが、こちらはあくまでも事業というような形でございますので、事業費の補助金というのは今後も残るような形となっておりますので、こちらについてはイベント補助の対象外というような形でございます。

以上です。

○委員長（小西秀延君） 3番、斎藤征信委員。

○委員（斎藤征信君） 簡単に改めて再質問したいと思うのですが、まず収納対策のほうで、今まで預金を押さえるということがあったのでしょうか。悪質滞納者で財産差押えは何件かあるという話は聞いたことあるような気がするのだけれども、預金を押さえるということが今まであったのか、これから改めてやろうとしているのか、そのあたりについて伺います。それから、給与削減のほうでこの



期間というのはかなり長いもので削減の額というのも相当なものだというふうに思うのですが、一つ気になるのは退職金、給与がもとへ戻ってから退職するのならいいのかもしれないけれども、この減額中に退職してしまった場合にその分影響してくるわけですね。そのあたりの物の考え方、普通であれば退職3年間の平均給与がどうのこうのといいますね。というふうに考えたなら影響するのではないかな。そういうような措置というのは考えておられるのかどうなのか、そのあたりの考え方を教えてください。それから、補助金の問題。牛肉まつりが引っかかるということは今わかりました。それで、ただ全道的にもかなり規模の大きな白老に行ったらうまい肉が食べられるという一つの売りでもあったわけですね。単なる牛を飼っている人たちの行事というのを離れて、まちづくりの中の一つの大きな目玉にもなってきたと思うのです。そういうものをカットしていくということを、主催者にあとは主体的にやってもらうのだというのもいいのかもしれないけれども、町として本当、向こうの担当者とかこういう話の上でそういうふうになったのかどうなのか。それでも十分できると、今までどおりできるという判断の上でそういうふうになったのかどうなのか、そのあたりあれば伺いたいと思います。それから特養ホーム、これは特養ホーム待機者というのはいないのですか。どこでも特養ホームの待機者がいて、空いたらぜひ入りたいというのがかなりいるはずなのですけれども、白老の場合この待機者というの、入居待機者というのはいないかどうか、そのあたり伺います。

○委員長（小西秀延君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 1点目の収納対策でございますけれども、数年前より預金の差押えは実施しております。ただ、預金の差押えをする場合は事前の調査がございまして、滞納者の方がどこの金融機関に預金を持っているかから調査が始まりまして、そこをなかなかどこに持っているかというのが町内の機関しかなかかなかできないと、町内にある金融機関をまず1件、1件持っているかどうか調査して、今度はその資金の流れをまずは見て、その入金日、給料日の入金日を見るわけです。その1番多くお金の入るときに差押えをしていく。ただし、どうしても先に下ろされて入金残高が50円だとか、30円の少額の場合ぐらいの差押えしかできないというのが現実ということ聞いております。ただ、それでもやるという行為に対して、滞納者の方もそこまでされるということで、そういう部分では改善して、少しずつでも改善しているということは聞いております。それと、老人ホームの待機者ですけれども、待機者は十分、人数的にはちょっと把握していませんけれども、担当課長のほうから聞いていまして、待機者は相当数いるようです。ただ、順番が来ても現状、今老健施設に入っているとか、何々病院に入っているということで、その方がすぐ入所できるかということに至らないという状況があるようです。次々に回ってくるようすけれども、なかなかそれがスムーズに、待っていましたということで入居できないというのが、順番はきても今の施設から出てまた行くのは大変だということで行けないということも聞いています。順番的には回ってくるのですけれども、問題は先ほど言ったとおりになかなか入院、高齢の方ですから、そして介護度の高い方ですから、入院されて数カ月出る部分が多くなってきているという、それが収入が入らないと。そのかわり待っていないとだめだと、ベッドを空けて待っていないとだめだという部分が相当数やはり出ているものですから、そこが非常に難しいという、施設の担当のほうからも聞いております。

以上です。

○委員長（小西秀延君） 本間総務課長。

○総務課長（本間勝治君） 給与削減によって退職手当に影響するかどうかということのご質問だっ

たかと思えます。簡潔に申し上げます。給与削減を行っても退職手当の積算上は、いわゆる削減前の本来給が基礎額となりますので、そのことによっては影響はございません。

以上です。

○委員長（小西秀延君） 須田総合行政局行政改革担当課長。

○総合行政局行政改革担当課長（須田健一君） 補助金の関係でございますが、各団体に事前に、牛肉まつりの関係も含めて、事前にこのようにさせていただいていいかというご協議は事前には行ってございません。ただ、町民説明会后、各団体に集まっていただきまして、今このように補助金の見直しを考えていますということをご説明をさせていただいているところでございます。

○委員長（小西秀延君） ほか、質疑をお持ちの方。2番、吉田和子委員。

○委員（吉田和子君） 2番、吉田です。3点ほど伺いたいと思えます。今斎藤委員のほうからも収納対策のことで出たのですけれども、大変厳しい現状にあると思えます。今お話を伺っていると、税収が少なくなっている。それに収納率をしっかりやっていかないと全部減っていくことになるので町財政が厳しくなるというお話がありましたけれども、これに頼っていていいのかというふうになんかちょっと思ったのです。これに期待をして、また財政の健全化のためのプランを練っていたのでは私は厳しい、ほとんどもらえないと思ったほうが、ちょっと計画見ても1%とか0.何%ずつ上げた計画になっていますけれども、これに頼ってはちょっと厳しいのではないかとこのことを思って、何か特別な対策をするのかと、その点をちょっと確認したいと思って質問しました。それともう1点、使用料、手数料等の収納率の、これもそうなのですけれども、保育料ももちろん収納率を目指すということなのですけれども、8月26日に示されました各種事業の見直しの中で、保育料に関して高所得者層の保育料を国の基準並みに見直しするというのが、こちらのプランのほうをずっと見たのですけれども消えているというか、入っていないのです。保育料は触らないことにしたのか、その点が1点と、もし国の基準にするということは白老町は確か国の基準より2年遅れぐらいで設置していると頭が私の中にあつたのですけれども、そういう考えでいいのかということと、それから他市町村でこの高所得者に対してそういう扱いをしたりしているのかどうか、その点をちょっと確認したいと思います。それともう1点、これは大変苦しい思いで質問をいたしますが、14ページの総合福祉センターの入浴施設、26年度で廃止です。今、共生空間の博物館ができる構想の中で、今ポロトの温泉もどうなるかわからないという中で、では本当にお風呂のない人はどうするのだろうと。白老温泉もなくなって、竹浦もなくなって、車のある人はどこかに、虎杖浜とかに行けるかもしれませんけれども、本当にお風呂のない人は借り湯というのだろうか、近所の人に借りたりだとか、そういうことになりかねないのかとちょっと、すごく不安に思ったのですけれども、その辺やはり高齢者の方からもちょっとお話があつたのですが、その辺切ってしまったというのはやはりほかに何か方法を考えられてのことなのか、その点伺いたいと思えます。

○委員長（小西秀延君） 安達総合行政局行政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） まず1点目の収納対策でございますけれども、この項に頼ってはどうかということでございますけれども、先ほど答弁したとおり少しでもやはり収納率を上げていかないと現状の税を確保できないということで、資料編にも出ていますけれども、本当にわずかながらなのですが、収納率のポイントを上げざるを得ないということでございまして、これを当然やっていて、そのほかに9ページで書いていますけれども税財源の確保ということで住宅適用地の

見直しというのがございます。これは別荘地なのですけれども、俗に言われるセカンドハウスというもので、別荘とセカンドハウスはちょっと意味合いが違いまして、セカンドハウスは月に1度ぐらい来られる方の住居でございますけれども、別荘の方に対して月に1回以上住宅に来られない場合、実は住宅の底地に建っている土地の軽減がございまして、本来住宅を建てれば6分の1に土地の軽減がございまして、そういう適用が入っていますが、別荘の場合はそれを適用外となりますので、当時建てられたときにセカンドハウスで使うという申告をされて、その後別荘に予定変更のような余り来ない場合、申告をきちんと受けながら利用されている領収書、ガスの領収書だとか、電気の領収書だとか、電気は通ってあればあれですけれども、ガスだとか、もしくはこちらへ来たときに買い物をしたときの領収書だとか、そういうものを添付することによってセカンドハウスという見方はできますので、そういうので税収を何とか確保していきたいとか、ここに書いているような入湯税の申告実態調査だとか、未申告法人の実態調査、償却資産の実態調査、こういうのも含めて、合わせてとり行って少しでも税財源を確保していきたいという考えがございまして、それと使用料、手数料の見直しで、実は11ページの中段以降に保育料の改定27年度に行うということで明記しておりまして、保育料というのは8階層、所得階層ごとに8段階に分かれておりまして、今回その8段階の中の全般的な見直しを含めて所得の高い方の部分については負担もちょっと各市町村から見ても少ない状況でございますので、その部分について全般的に見直しさせていただくということでございまして、20年度に国の基準にも見直しをしまして、それ以前は2年遅れでしたけれども、今は国の基準並みと。ただし、国の基準以上にはまだいないものですから、なるべくその国の基準に合ったような見直しを今回27年度に見直しを行っていただきたいというような考えでございまして。

○委員長（小西秀延君） 須田総合行政局行政改革担当課長。

○総合行政局行政改革担当課長（須田健一君） まずちょっと保育料の見直しの事務事業の中、前回説明させていただいた中から消えているという点です。そこについてご説明させていただきますけれども、基本先ほど財政課長お話したとおり見直しは行っていますが、実は見直しを行う高い所得階層、狙いとしては10万以上所得税を納めているような階層を狙いとして保育料の見直しを行革のほうでやっていったらどうだということで進めておりましたのですが、実際の対象者の方が数人になるということで余り効果額が基本的には見えてこないということで、計画の中には一応事務事業の取り組み項目としては、案の中で外させていただいたということになってございます。あと、入浴施設の関係でございまして、これにつきましては当然それぞれもともと健康福祉課のほうで設置していた入浴施設については、温泉の効能等を含めた健康増進を目的にお風呂を設置していたという経過がございまして。そういった中で、その中で利用者の中にはお風呂のない方の利用者もいるということは事実かと思いますが、他市町村そういったものを含めましてお風呂のない方の対策として、お風呂を持ち合わせてそういった対策を進めているというところも私聞いた限りではないということも含めまして、また町内には先ほどポロトの温泉とかもなくなるのではないかとことはありますが、白老町内全体を含めまして温泉施設等もあるといった中で、行政がそういったところまで取り組むべき事業なのかどうかも含めて、費用対効果を含めて廃止をさせていただきたいという考え方で取り組み項目に上げさせていただいたということでございまして。

○委員長（小西秀延君） ほか、質疑をお持ちの方。13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） それでは第4章で何点かお聞きします。まず、12ページです。まず、歳出の

削減で職員数の適正化と人件費の抑制です。私たちが32年まで職員の給与を削減するという前提で議論していますけれども、組合がありますけれども、組合との交渉は現在どのようになっていて、先ほども答弁ありましたけれども、例えば32年まで町が策定しても1年ごとの組合との交渉になるのか。そして適正化については資料出ていますけれども、これには前回ありましたような勧奨制度はまた採用を考えているのか。その部分が今回の適正化に含まれているのか。あるいは何らかの事情で新たにそういうことも考えられるということになっているのかということです。次に、再任用職員の雇用期間等ですけれども、表を見ると係る経費の総額が入っていますけれども、まだ制度案が我々に示されていませんし、年齢等々によって給与も違ってくると思いますけれども、それが具体的に、ただ数字は示されていますけれども、何らそういう詳細な部分、制度等説明されてませんけれども、実際どうなっているのか。もし何らかの案があれば示してほしいし、口頭だけでわかるのであればそれでもいいです。次に、給与削減、②の削減です。今の経済情勢アベノミクス、そして上向きすれば公務員の復興対策の削減も終わると思います。そうすると必然的に民間にベースアップを要望している以上、自分たちの国家公務員の給与も何らかの形でアップしなければいけないと思いますけれども、人歓でことしは別として来年度以降人歓でベースアップされた場合はどのような取り扱いになるのか。あるいは財源対策もありますし、それはもう今緊急事態ですからベースアップはしないのだと、あるいはするのか。その辺は多分入っていないと思いますけれども、その辺の含みはどのような解釈でこの数字を出しているのかということでもあります。次に14ページの(3)の補助金の見直しの中で、外郭団体の補助対象人件費は町職員の給料削減率を反映します、こう言っていますけれども、それぞれの団体の給与ベースの基準があると思うのです。それらを考えてやるのか。個々の状況を勘案してしまうのか。あるいはそれは抜きにして、一律に事務的に物差しでやってしまうのか。その辺の不公平感というのか、公平感はどう保つのかということと、1例として先ほど同僚委員も話をしたけれども、私もお聞きしますけれども、特定基金でやっているみんなの基金などは事業内容になると、ほとんど同じような内容で同じような団体みたいな人がやっていますけれども、こういう基金みんなのこの基金として扱っている部分の制度の補助金はどのような形になるのかということでもあります。次に15ページです。前回も私しましたけれどもはっきりしていませんから、答弁もらえませんでしたけれども、まず地区協議会です。これはこれからつくるといいますから本当に26年度につくれるのか。そして、どういう形になるかわかりませんが、他の自治体を見るといろいろな趣旨はありますけれどもその一つに、地域まちづくりについて協議し、町長が市長となりますけれども村長もありますけれども、仮でうちは町長ですね。町長に提言しますと、こう言っているのです。地域でやるときに、これからうちは制度設計どうするかわからない。これをやったらこれだけ財政が厳しいときに、この地区協議会を使ってここを直してください、こうしてくださいときたときにこれは本当に耐えられますか。32年まで、27年間に仮に制度ができたとしたら。そういうことで、その制度設計が本当に26年制度をして走っていきけるのか。そして協力体制コミュニティとしてできるのかどうかということを実際に真剣に考えているのか。ただ、いい言葉だから、よその町村でやっているから町で載せているのかどうか。言葉は悪いけれども。それと連動しているもう一つ、前回答弁もらっていませんけれども、地域担当者制度、これは連動するといっていますけれども、うちはまだ制度できていないのです。要綱とかどうするかというのが丸っきり。これはいつまで制度を導入するのか。これをお聞きします。そうでないと、これはただ言葉で走っているだけです。かついい言葉にはなってい

るけれども、具体的に本当に協働のまちづくりになれるのかどうかということです。それに財源が伴うかどうかという部分についてお聞きします。次に16ページです。(8)の投資的経費の抑制についてと後段ありますけれども、事業選択会議等、これは町長の公約ですけれども、私先般質問しました。それで後で答弁をもらって資料をもらいましたけれども、これはこれから検討するといっているのですね。これから検討するといっているのです。資料にも書いていますから。全然先が見えないのです。これは本当にいつ制度を導入して、いつからやるのか。その工程はどうなっているのかお聞きします。そうでなければ言葉で書いていても、これはほかのことが連動してこないのです。これはもう、投資的経費は大事なことです。26年度の予算から始まるのです。それがどうなっているのかお聞きします。次に、18ページです。(7)特別養護老人ホーム事業です。ただいま担当のほうから制度上の説明あって、制限があると説明がありました。しかし、入所者数は経営を左右するのです。その場合に竹浦にある同じ直営の施設についてはかなり満床してやっていると聞いていますけれども、同じ施設を指定管理していながら経営努力に私は温度差があると思うのだけれども、その指導はどうなっていますか。ただ制度上入らないからよくて、足りない部分はこの財政厳しいのに繰り出しを出して本当にいいのですか。それをお聞きします。それと(9)の水道事業です。これは私、実際値上げになるだろうと。先般の質問で6億円の剰余金があるといいましたね。では町民はどういう感情を持っているのだろうということはお話ししました。それはきょうは前回言っているから申しませんが、そういう兼ね合いを考えても300円を上げるのはどうか。あと2、3年ありますけれども。その辺の政治判断をお聞きします。

以上です。

○委員長(小西秀延君) 本間総務課長。

○総務課長(本間勝治君) 給与削減、職員数の適正化、それと給与削減で大きく4点ご質問あったかと思います。まず給与削減については組合との交渉、経緯といいますか、今後の状況ということでございますけれども、基本的には先ほどもお答えしたとおり、今お示ししている平均9.5%で32年度までいくという考え方のもとに、先ほども申し上げましたとおり、組合とは毎年度そのことについて協議をしていくということで考えております。それと勧奨、それから再任用、このことにつきましてはまず勧奨制度につきましては、委員もご存じかと思いますが、平成19年に大量退職があったということで現在、そのときの組合との交渉の中での確認書の中で、申し出による勧奨退職は当面凍結するというようになっておまして、現在24年度まではその凍結したままでございます。そのことと、再任用につきましては、これは条例の附則の中で26年3月31日まで凍結という形になっていますので、それらを含めて今組合と交渉をこのことについてはしております。その辺がある程度固まった中で、議会にもどうなっているかという話もありましたので、あったからというわけではないですけれども、そういう制度の内容についてまた機会を改めてご説明したいというふうに考えております。それと給与削減で人減でベースアップになったときにどうするかといったようなことだったかと思いますが、これについては今後当然そのベースアップ分をするのかしないのかということも含めて、した上で9.5をやっていくのかとか、その辺のことについては今後検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長(小西秀延君) 大塩総合行政局行政改革担当主査。

○総合行政局行政改革担当主査（大塩英男君） 補助金の関係でご質問がございましたので私のほうから答えさせていただきます。まず1点目、外郭団体補助の関係がございました。外郭団体補助の見直しにつきましては、団体への人件費補助というのを町職員の給料削減水準を勘案して補助させていただきますという基本的な考え方がございまして、具体的な内容としましては町職員級ごとに、職位ごとに削減のパーセント率というのが変わってございますので、団体に対してもその級見合いに合わせた形で削減をさせていただきたいという考え方です。ただし、各団体で自主削減を実際今現状実施している外郭団体もございますので、その部分は考慮した中で削減をさせていただきたいという考え方でございます。あともう1点、みんなの基金の事業の補助金はどうなるのかというご質問でしたか、みんなの基金の事業の補助金につきましては、前田委員ご指摘のとおり基金に基づいて補助事業というのを行ってございます。あと、合わせてみんなの基金の事業の補助金の交付要綱ということで、要綱に基づいて実施されていることから、分類としては義務的補助というような分類を考えてございまして、この義務的補助につきましては今回の基本方針案では一応基本方針、あくまでも基づく見直しという観点なのですけれども、見直しはないというような形になりますので、事業については引き続き行われていくというような形になろうかと思えます。

以上です。

○委員長（小西秀延君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 次の公共施設の見直しの中の地区協議会についてのご質問でございます。他の地域の事例がお話に出ましたけれども、ここでいう計画につきましては、まず今年度中に、前回もお話しをしましたけれども、今年度中に町内会連合会ですとか、地域に合意を得た中で、来年度地域振興計画の着手をしたいということでございまして、その話し合いの母体となるのが地区協議会という位置づけをしております。現在、町連合のほうで地区協議会と称しているのは、まちづくり懇談会を行う3地区についてでございます。ですから、それを母体にして地区振興計画をつくるという予定でございます。それで、その計画をつくるに当たりまして、地域担当職員制度を連動させて行うということで、その内容の一つとして、地区にある公共施設についての話し合いも入れていくということで、基本的な考え方は地域のことは地域でということで、地域の自主活動もしくは新しい公共といわれる共助の精神を培っていくということが趣旨でございます。それから次に、投資的経費の抑制の関係ですけれども、その中で事業選択会議ということですが、これは25年度中に策定するという進めております。現在案はできておりますけれども、年度内にこの要綱を定めるという予定でございます。

○委員長（小西秀延君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 老人ホームの施設の経営努力についてということでございまして、先ほど答弁しましたが入所率は減少していると。指定管理者側の協議も行ってございまして、経営努力していただくという協議も整っておりますが、実はもう指定管理者側も相当厳しい経営状況にございまして、これは町がしている指定管理者の寿幸園でございますけれども、相当赤字状況になってございまして、留保財源がもう相当枯渇してございまして、本年度も赤字であればもう大変なことになるというような認識をしてございまして、指定管理者側も相当危機感を強めてございまして、この辺は十分にその辺をわきまえて経営努力するというような担当のほうの課長との協議で行っているということ聞いてございまして、もうそういう面では相当寿幸園側のほうの経営も大変な状況があるために待っ

たなしでこの辺は努力していくものと捉えております。あと、水道事業の6億円の留保財源がございまして、その中で料金改定もしていくのかということでございますけれども、今後やはり水道会計も白老浄水場の改修等を行って今後の設備投資も相当これから入ると聞いておりまして、それと公会計の退職手当引当金も会計が変わることによって今度は積立てしなければいけないということで、ちょっと厳しい会計状況になるということで、これはやむを得ない見直しなるのではないかとというような水道のほうの担当から聞いております。

以上です。

○委員長（小西秀延君） 時間も大分4時予定を超過しておりますので、再質問はまた明日ということでやらせていただきたいと思います。

財政健全化（案）に対する質疑は、本日はこの程度にとどめたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 異議なしと認めます。

それでは次回引き続いて、白老町財政健全化（案）に対する質疑を行います。

現在、第3章を終わりました、第4章でございます。引き続き、質疑を行いたいと思います。次に、次回の特別委員会の開催についてであります。明日11月8日午前10時から開催いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。

次に、次回以降の調査日程であります。レジメに記載のとおり小委員会で調整し決定しておりますが、本日第3章の質疑を終了しております。引き続き第4章の質疑を行った後、レジメのとおり重点事項9項目の質疑に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。それではそのように進めてまいります。

---

### ◎閉会の宣告

○委員長（小西秀延君） 本日の特別委員会の調査はこの程度にとどめたいと思います。

これをもって、本日の特別委員会は閉会いたします。

（午後 5時04分）